

令和 6 年度
監 査 結 果 報 告 書

＜財務・行政監査＞

＜出資団体等監査及び指定管理者監査＞

令和 7 年 3 月

尼 崎 市 監 査 委 員

凡 例

- 1 各表中・グラフ中・文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
そのため、各表中の総数と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。
△： 減又はマイナス
－： 該当数値なし

尼 監 報 告 第 15 号

令和 7 年 3 月 21 日

様

尼崎市監査委員

同

同

同

村 上 卓 史

藤 川 千 代

蛭 子 秀 一

綿 瀬 和 人

令和 6 年度 監査結果報告

地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

1 監査結果の総括

令和6年度監査結果を総括して	9
----------------	---

2 財務・行政監査

監査の実施手順	21
(1) 議会事務局	23
(2) 危機管理安全局	25
(3) 保健局	27
委員措置要求事項 1 難病相談会業務委託の履行確認について	30
委員措置要求事項 2 墓地使用料の決算額誤計上及び債権管理について	33
委員措置要求事項 3 尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等について	35
委員措置要求事項 4 国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託に係る契約手続及び個人情報の管理について	37
委員改善要請事項 譲渡会開催支援助成金の効果検証等について	42
(4) こども青少年局	45
委員措置要求事項 子育てサークル育成事業に係る業務委託の履行確認等について	47
(5) 公営企業局	50
委員改善要請事項 水道料金等に係る収納率の公表数値等の誤り及び目標値の設定について	52
監査の実施手順（工事監査）	56
工事監査	58

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

監査の実施手順	65
---------	----

財政援助団体監査

一般財団法人尼崎市職員厚生会	69
----------------	----

出資団体監査

公益財団法人尼崎健康医療財団	72
委員改善要請事項 1 尼崎健康医療財団の検診事業の運営等について	75
委員改善要請事項 2 尼崎健康医療財団の看護専門学校事業の運営等について	78

指定管理者監査

特定非営利活動法人子どものみらい尼崎 【尼崎市立すこやかプラザ】	82
委員措置要求事項 すこやかプラザの指定管理に係る協定書等について	85
尼崎市剣道連盟 尼崎市スポーツ少年団 【尼崎市立青少年体育道場】	87
委員措置要求事項 青少年体育道場に係る指定管理者の選定等について	91

課題の分類について

監査の結果検出された課題は、その性質及び重要度により次の4つに分類している。

- 委員措置要求事項**
監査委員が所要の是正措置を講ずるよう求める事項（地方自治法第199条第11項に定める「勧告」に相当するもの）
- 委員改善要請事項**
監査委員が改善を要請する事項
- 事務局措置要求事項**
監査事務局が所要の是正措置を講ずるよう求める事項
- 事務局改善要請事項**
監査事務局がより一層の改善を促すため要請する事項

本報告書には1、2に分類された課題を掲載しているが、必要に応じて3、4に分類された課題にも言及している。

1 監査結果の総括

令和 6 年度監査結果を総括して

本市における監査では、検出された様々な問題点をその本質に至るまで追究し、対象部局や関係部局と協議を重ねる中で解決策や再発防止策を見出すなど、より実効性の高い監査に取り組んでいる。

今年度の「財務・行政監査」では令和 5 年度の監査で顕在化したリスク等を踏まえ、「長期（連続 5 年以上）にわたる同一団体への業務委託及び補助金支出に係る事務処理」を重点項目として事業ごとに着眼点を設定し、また「出資団体等監査及び指定管理者監査」では各団体の運営状況等を踏まえた着眼点を設定し監査を実施した。その結果、様々な問題事例が検出され、7 項目の「措置要求」と 4 項目の「改善要請」を行った。その総括として各事例の考察を通じ、全庁的に認識を共有する必要があると思われる問題の本質を「Ⅰ リスク認識の重要性」で整理し、最後に監査結果を踏まえて必要と考える取組について「Ⅱ 内部統制制度の構築に向けた持続的改善」で述べることとする。

なお、USB メモリー紛失事案が発生した本市においては適正な個人情報の管理の徹底に取り組んでいるところであるが、今回の監査において個人情報の管理に問題のある事例が多く業務委託で検出された。このことは、個人情報の漏えいによるリスクの重大性が組織内で適切に認識されていない現れではないかと考えており、改めて全庁的な課題として厳粛に受け止めてもらいたい。

Ⅰ リスク認識の重要性

地方公共団体における内部統制とは住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。

内部統制の取組における最初のステップはリスクの識別であり、そのためにはリスクを洗い出し、リスクを正しく認識することが不可欠であるが、本市の現状を見るとリスクを識別するための取組は不十分と言える。

そこで内部統制の取組のベースとなるリスク識別の観点を中心に問題事例を考察する。

1 同一団体との継続的な契約等のリスク

業務委託において、履行確認の不備や委託料の受託業務外の経費への充当、不十分な積算根拠などの問題が見られた。また、指定管理者制度を導入している施設において、不適切な指定管理者の選定や規則と異なる不適正な運用が行われていた。

これらの業務の多くは同一の団体と複数年度にわたり契約等を締結し実施されてきたもので、所管課が業務委託等のリスクを正しく認識せず、受託者への過度な信頼による当事者意識の欠落から業務そのものへの関心が薄れ、漫然と前例踏襲により事務を行い、その結果本来、市が実施しなければならない管理や履行確認などを怠ったことにより問題が生じたと考える。

なお、各事例の経緯、現状及び課題等の詳細は各監査結果の該当ページ（事例のみだしの後に記載）を参照いただきたい（以降において同じ。）。

＜事例 1＞ 難病相談会業務委託の履行確認について

(P. 30 保健局)

受託者から提出を受けた実績報告書や領収書等の内容確認などを怠った結果、委託料の一部が委託している業務と関係のない受託者の団体活動等に係る経費に充当された状態で精算を完了していた。

＜事例 2＞ 子育てサークル育成事業に係る業務委託の履行確認等について

(P. 47 こども青少年局)

仕様書等で定めている業務内容は不明確で、積算根拠も不十分であった。また、受託者から提出された収支決算書には当該業務以外のサークル会員の会費収入や経費などが含まれ、添付すべき領収書が不足している状態で精算を完了するなど適正に履行確認が行われていなかった。

＜事例 3＞ 青少年体育道場に係る指定管理者の選定等について

(P. 91 こども青少年局)

特定の団体を非公募で指定管理者に選定するためには、施設の利用者を指定管理者とすることで管理経費が縮減できる場合など一定の要件を満たす必要があるが、所管課はその確認を怠り、選定理由と実態にかい離が生じていた。

また、所管課は規則で定める要件に合致しない団体の利用を認めていた。

2 事業の効果検証不足によるリスク

新規事業の実施や事業の拡充を検討するに当たっては、その目的を明確に掲げ、現状の課題等を十分に把握・分析した上で目的を達成するために必要な個々の取組目標を設定する必要がある。目的が不明確であったり、現状把握が不十分のまま事業を進めると、事業効果の検証が困難となり、事業そのものの信頼性や実施の必要性についての疑念を招きかねない。

＜事例 4＞ 譲渡会開催支援助成金の効果検証等について

(P. 42 保健局)

動物の譲渡会に係る会場賃借費用を助成する当該助成金において、所管課は譲渡会での譲渡者数や譲渡対象動物の捕獲地、譲渡条件、譲渡会と同時開催の物販など譲渡会の実態を把握しておらず、また助成効果を検証していないなど制度拡充の根拠が乏しい状況にもかかわらず、令和 6 年度に助成対象の開催地の拡大及び経費上限額の引上げを行っていた。

3 非効率な事務執行におけるリスク

煩雑で非効率な事務執行は事務処理ミスを誘発するほか、職員にストレスや不安を生じさせ、モチベーションを低下させる原因となるため、業務プロセスの見直しや改善、適切なツールの導入などによる業務改善に取り組む必要がある。

＜事例５＞ 墓地使用料の決算額誤計上及び債権管理について

(P. 33 保健局)

非効率、不適正な債権管理方法を主因として、調定の減額処理漏れや調定外過誤納金の誤計上などが生じ、令和３年度から５年度までの墓地使用料に係る調定額等の決算額を誤っていた。

４ 業務における課題が組織内で共有されないリスク

ミスの発生時だけではなく日々の業務の中で事務処理誤りが生じるおそれに気付いたときは、その状態を漫然と放置せず、直ちに組織内でその問題を共有し対策を考え対応することが必要である。

しかしながら、発生した事務処理ミスが長年にわたり、複数の職員が認識しながら是正することなく引き継がれていた事例や業務の進捗管理を行う仕組みがなく組織内で必要な情報が共有されず、不適正な個人情報の取扱いが生じた事例、指定管理に係る協定書の不備に気付き、是正の必要性を認識しながら根本的な原因の追究や課題の共有が不十分で適切な対応を行っていなかった事例があった。

＜事例６＞ 尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等について

(P. 35 保健局)

尼崎市未来いまカラダ協議会の事務局は市が担っているが、長年にわたり収支決算報告書に記載されていない通帳残高が存在し、その是正を放置するなど適正に準公金を管理していなかった。また、景品として購入した金券の管理が不十分で損失を発生させた。

＜事例７＞ 国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託に係る契約手続及び個人情報の管理について

(P. 37 保健局)

当該業務は市民の個人情報を大量に取り扱い、再委託等（再委託及び再々委託）も含め多くの業者が携わっている。しかしながら、所管課は令和５年度、６年度ともに契約約款等で定めている書類の多くが未受理であったほか、再委託等が未承認の状態で長期にわたり、再委託先等での業務を許容していた。また、令和５年度の再委託等の承認は必要な書類が不足しているにもかかわらず、事後に受理することを前提に不適正な承認が行われていた。なお、必要な書類は事後に受理されることはなく、未受理のままであった。

さらに、所管課は受託者へ提供した多くの個人情報について、市の規定等を遵守した管理を行わず、再委託先等も含め受託者においてこれらの個人情報が適正に管理・消去等されたかなどを把握していなかった。

＜事例８＞ すこやかプラザの指定管理に係る協定書等について

(P. 85 こども青少年局)

令和３年度に締結した基本協定書は、当時、制度所管組織が示していた指定管理者制度に係る指針や基本協定書の例示を確認することなく、前指定期間の基本協定書をもとに作成していたため、記載事項に多数の不備があった。法令改正に伴う制度所管組織からの通

知などにより基本協定書の不備に気づき、正しい基本協定書に是正する機会があったにもかかわらず、全ての内容を精査することなく不十分な対応となっていた。また、指定管理者からの提出書類の確認を怠っていた。

5 マニュアル不作成のリスク

業務を実施するためのマニュアルがないとノウハウが個人に依存してしまい、特定の職員の異動等により組織内の知見が失われるリスクがある。知見が失われると誤った取扱いを発見できないおそれがあり、また問題の原因を特定したとしても適切な対応を講じることが困難となる。これらのリスクを軽減するためには、業務プロセスや手順を文書化したマニュアルを作成し、定期的に見直し・更新することが必要である。

＜事例 9＞ 水道料金等に係る収納率の公表数値等の誤り及び目標値の設定について

(P. 52 公営企業局)

水道料金及び下水道使用料について、公表分を含め債権管理推進シートの滞納繰越分の収納率等が複数年度にわたり誤っていた。

また、当該シートの収納率の目標値は、収納率向上の各取組効果を具体的な数値として組み込んだものではなく、実態把握が不十分なまま過去の実績値を用いるなど適正とはいえない設定となっていた。

6 ガバナンスの欠如によるリスク

団体のガバナンスが不十分であると様々なリスクが顕在化し、団体の経営に大きな影響を及ぼすこととなる。そのため役員等はガバナンスの重要性をしっかりと認識し、強化することで団体の持続可能で健全な運営に努めなければならない。

＜事例 10＞ 尼崎健康医療財団の検診事業の運営等について

(P. 75 尼崎健康医療財団)

尼崎健康医療財団の収益の中心を担う検診事業において、令和 5 年度の収益が大口顧客喪失により前年度から大きく減少し、団体の経営に大きな影響を与えた。しかしながら、大口顧客喪失に至るまでの間、大口顧客からの要望への対応や契約の喪失に伴う経営への影響などが適時、財団職員から役員へ報告が行われていないなどガバナンスが機能していなかった。

＜事例 11＞ 尼崎健康医療財団の看護専門学校事業の運営等について

(P. 78 尼崎健康医療財団)

看護専門学校事業の運営等においては、積極的な学生確保の取組や看護師国家試験合格率の低下に対応した学生の学力向上の取組を進める必要があるが、平素から財団全体の課題として経営を含めた協議が十分実施されていなかった。

Ⅱ 内部統制制度の構築に向けた持続的改善

本市では令和４年４月１日に「尼崎市内部統制基本方針」が示されたが、USB メモリー紛失事案などの事務処理ミス発生の状況を踏まえ、より効果的に内部統制制度を運用していくため、令和６年４月１日に本基本方針が改正された。

改正された基本方針に基づき、内部統制制度構築に向けた取組を進めているところであるが、今回の監査でも内部統制の不備に起因する問題事例が数多く検出された。今回検出された事例を見ると、外形的には運用上の不備が原因と思われるが、業務の進捗管理やチェックの仕組みがないなどの業務管理上の不備やマニュアル等の記載内容が不十分であるなどの制度上の不備といった整備上の不備が原因となった問題も多く見られた。

リスクの識別と評価が適切に行われないと、業務管理上の不備や制度上の不備が見えにくくなり、リスクの顕在化を看過し、重大な問題を引き起こす可能性が高まる。また、業務管理上の不備があると、リスクの認知の遅れやリスクの情報共有に不足が発生し、適切なリスクの識別が遅れたりマニュアル等の制度上の不備の発覚が遅れてリスクを増大させ、その対応の遅れが問題を深刻化させる。すなわち、これらの不備は相互に影響し合っている。一方、リスクを正しく識別・評価し、そのリスクを抑制するための既存の対応策を改善（ルール等の整備や適切な業務管理）していくことは、リスクを最小限に抑え、業務の正確性と効率性を高めることにつながる。

こうしたことから、今回の監査結果を踏まえ、本市の内部統制の制度構築の取組を更に実効性あるものとするために必要と考える取組を以下に述べたい。

１ 制度構築完了までのロードマップの庁内共有

平成 29 年度の地方自治法改正において、内部統制に依拠した監査の実施が規定された。これは内部統制に関する方針の策定をはじめとする内部統制の制度導入の有無にかかわらず、全ての地方公共団体において内部統制に依拠した監査の実施が監査委員に求められたということである。

そのような中で、本市は既に内部統制に関する方針を策定、公表し、内部統制の整備を進めることを市民に約束している。そして、監査委員は内部統制に依拠した監査を行う者として内部統制を整備する取組を注視し、本市が内部統制に関する方針を公表して以降、毎年度、監査結果報告書で本市の内部統制の制度構築に対し意見を述べてきたところである。

これまでの本市の内部統制の制度構築の取組で欠けているのは、「なぜ、この制度構築が必要なのか」という、そもそもの目的が組織として共有できていないことではないかと考える。現在、制度構築の一環として契約事務や情報セキュリティに係るリスクチェック（業務が適正に実施されたかなどの点検等）を実施し、業務手順書の作成を進めているが、「内部統制制度は何のために必要なのか」ということの理解が不十分なままでは、それらの取組を内部統制の整備に資する取組にすることは困難と考える。内部統制制度の制度所管組織は制度構築に際して「職員に多大な負担をもたらし、結果として形骸化するおそれが懸念されることから、そのような取組とならないよう留意する」とのことだが、制度構築の全容や目的の共有ができていない中では現在の取組自体が既に職員の負担になっていると考える。むしろ、途中の事務負担が重くなることは認めつつ、「なぜ、この制度構築が必要なのか」など取組の目的を正しく共有し、制度構築ができれば業務を行う際の安心感や事務負担、働きがい等がど

のように変わるかなどの未来の姿を示し、一つ一つステップを進めることが必要と考える。

しかしながら、現在のところ、内部統制の制度構築完了までのロードマップ（目的や目標、進行を評価するための指標など）は作成されていない。一方、将来、中核市においても法に準拠した内部統制制度の導入が努力義務から義務になる可能性があり、本市はそれを見据えた制度構築を目指しているとのことである。法に準拠した制度構築を目指すのであれば、なおさらロードマップにより全体像を示し、制度所管組織が求める取組がどのような意義や意味があるのか、全職員に理解と協力を得ることは必須であると考ええる。

2 顕在化したリスクの共有による「リスクの識別・評価・対応」の促進

今年度の監査で検出された問題の原因を一言で言えば、「それぞれの事務に内在するリスクを正しく認識できていなかったために、そのリスクへの対応が不十分であった」ということである。つまり、多くの問題事例は「リスクの識別と評価」ができていないことに根本的な原因があると言える。

本市では、令和5年度から契約事務と情報セキュリティを対象として全所属によるリスクチェックを実施している。しかしながら、制度所管組織はリスクチェックの実施に当たり、各所管課が事務の中にどのようなリスクがあるのか識別できないと見込み、チェックが作業になるおそれを認識しつつも、チェックした結果を自由に記載するのではなく選択形式で回答する方法を採った。このように、厳格なリスクの識別を求められなかったことから、各所管課のリスク認識の理解は深まらなかったと考える。また、このリスクチェックは事務に潜むリスクの把握を行うことも目的の一つとしているものの、むしろ、事務処理には様々なリスクがあるということの注意喚起をすることに重きを置いたとのことである。しかしながら、契約事務では対象を契約金額上位2件など限定的にしたこともあり、十分な注意喚起にもなっていないと考える。

内部統制はリスクの顕在化を「未然に防止する取組」であり、内部統制の制度構築の取組はそれぞれの事務に係るリスク（顕在化してないリスクも含めて）を識別することから始まるが、今のリスクチェックはチェックする対象が極めて限定的であるうえ、結果として顕在化したリスクにフォーカスした取組となっている。顕在化したリスクに着目するのであれば、むしろ、現行の事務処理ミス報告制度を実効性あるものに改善することが、各所管課に対し業務で顕在化したリスクを正しく認識することを促進させ、併せて様々なリスクがあることの注意喚起にもつながると考える。

事務処理ミス報告制度について、制度所管組織は令和7年2月に事務処理ミス事例の報告についての通知文を全所属に発出し「ミスが発生した際は、課題解決に至るプロセスを全庁的に共有し、当事者意識の向上を図ることで、ミスを教訓にできる組織を目指しています」としている。報告対象となる事務処理ミスを類型化して例示するなど一部改善が見られるものの、「課題解決に至るプロセスを全庁的に共有」する取組の具体的な内容は示されていない。プロセスの共有はこの取組の肝であり、例えば、再発防止などの課題解決に向けて制度所管組織が所管課と一緒にそのミスが生じた真の原因を深く分析し、単に運用上の問題として片付けるのではなく、リスクを抑制するためにルールや仕組みの見直しに取り組み、こうしたプロセスを全庁的に共有することが考えられる。こうした対応によりリスクを識別・評価する取組が促され、リスク対応力が高まることが期待できる。また、ミス発生を受けてのプロ

セスを共有することができれば、この制度の本質的な価値が職員に理解され、報告を行う動機付けにもなると考える。

また、多くの所属からミスの報告が行われ、この取組を全庁的に定着させるためには、事務処理ミスの重大性の程度にかかわらず、全ての事務処理ミスの内容とその対応策や改善内容について報告が行われることが有効と考える。さらに、効果的な改善策については好事例として職員を表彰することで業務改善の取組の動機付けとすることや「事務処理ミス報告制度」を改善内容等に重点を置いた「事務改善報告制度」と名称変更することも有効かもしれない。

本市が今、優先して対応すべき課題はリスク認識の適正化を進めることだと考えるが、直ちにできる有効な取組の一つは、身近に発生したリスク事案を共有する中で、職場に内在するリスクを識別し評価する力を高めることである。そのためにも、事務処理ミス報告制度の更なる見直しや改善を早急に検討してほしい。

3 真の原因を改善する ～ヒトではなく、コトへ向かう～

ビジネスやプロジェクトの進行において、「ヒトではなく、コトへ向かう」という言葉が使われることがある。この考え方は、個々の人間関係や感情にとらわれず、目指すべき目標や成果（コト）に焦点を当てるべきだというメッセージを伝えているもので、組織が成果を出すための効果的なアプローチの一つである。

内部統制制度の取組は、このアプローチから考えると「何か問題が発生したときに、個人の問題と捉えるのではなく、その背後にある構造（目標を阻害する真の原因）を改善する」取組と言える。つまり、問題が生じた際、それを制度の運用上の問題（ヒトの能力や意識などの問題）として捉えるだけではなく、整備上の問題（マニュアルや制度などのコトの問題）にも焦点を当てて改善に取り組むことが肝要ということである。

今回の監査で検出された問題事例7では、業務を進めるに当たり個人情報の取扱いや再委託承認手続において複数の文書やマニュアルで確認する必要があり、さらにその記載内容も不十分で分かりにくく、間違った解釈をしかねないものであったことなど、問題を誘発させる全庁的な整備上のリスクが認められた。監査で検出された他の問題事例の多くもこの整備上の不備が原因の一つとなっていることから、マニュアル等の見直しによりリスクが低減できる余地が大きいのではないかと考える。

制度やマニュアルは整備目的を考えると、当然、運用していく中で実態に沿って改善し、分かりやすく、使いやすいものにしなければならない。そもそも内部統制制度は「どの職員が実施してもミスを発生させない、または、させにくい仕組み」（尼崎市内部統制基本方針解説版より）である。制度所管組織は実際に制度を活用している現場の職員の率直な意見等を丁寧に集め、その声を制度の改善に生かすことは非常に重要であるが、現状を見ると、このような取組が大変弱いと感じている。また、そうした取組は風通しの良い職場環境の醸成や心理的安全性の確保につながるだけではなく、職員の当事者意識を高めることにも寄与すると考える。

したがって、全庁的に発生する共通事務の制度を所管する組織は当該事務に係るリスクの顕在化を防ぐことに責任を持っているということを改めて認識し、制度を活用している現場の実態を詳細に把握し、リスクの顕在化を防ぐために必要な制度の改善を行い、その取組を

内部統制制度の制度所管組織と共有する等により、内部統制制度の強化に組み込むことが必要である。

4 第三者の視点からのチェック機能の強化

本報告書に具体的に記載している事例以外にも比較的軽微な問題が検出されているが、それらの多くは前述のとおり所管課がそれぞれの業務に関わるリスクを正しく認識しておらず、組織としてのチェック機能が働いていなかったことからリスクが顕在化したものであり、職員のリスク認識やチェック能力の向上を図る必要があると考える。

一般的に第三者は当事者のバイアスや思い込みから離れ業務を俯瞰できることから、第三者によるチェックでは当事者が気付きにくいミスや問題点を指摘してもらえる可能性が高まると考えられている。また、当事者は間違いを指摘されることで自分の考え方や方法を見直すきっかけとなり、業務をより正確で効果的な方法に修正することができる。このように間違いの指摘を受けることは成長や改善のための重要なプロセスであり、ミスの発生防止や人材育成につながる。

例えば、本市では多くの事務処理の過程で企画管理課による決裁が行われていることから、企画管理課が第三者的な立場としてこれまで以上にチェック機能を発揮すれば、それが多くの職員にとって同じ過ちを繰り返さないための学習機会となり、リスク認識やチェック能力が向上するのではないかと考える。

5 内部統制制度評価の取組

内部統制制度の取組において制度の評価はその制度が適切に機能しているかを確認するもので、改善を行うために必要なプロセスであり、内部統制制度の取組が法に基づくものであるのか、基づかないものであるのかに関係なく重要である。

そのプロセスを具体的に言えば、リスク管理活動を適切に実施する体制（内部統制体制）が整備されているか、また、リスク管理活動として定められた統制方法の運用が適切に行われているかを評価し、統制が不十分であればより実効性のある統制方法に見直すなどにより改善を進めることである。

また、内部統制制度の有効性は法改正や組織変更、業務のデジタル化などの業務環境の変化に強く影響を受けるため、その有効性を継続的に確保するためには、定期的な制度の評価が必須である。

しかしながら、現段階では制度の評価に必要なリスク管理活動の有効性を確認する方法や評価基準などは未整備である。すなわち、内部統制制度の有効性を担保するプロセスが欠落していると言え、早急に整備することが必要である。

少子化が進み人口減少が進展していく中、これまで以上に地方公共団体が行政運営に投入できる資源（ヒト、モノ、カネ）は減少していくことが見込まれている。一方、市民ニーズは多様化し、近年の社会状況に鑑みても倫理基準が変化してきており、コンプライアンスに対する要求レベルも高まっている。

内部統制の制度構築はこのような環境変化に対応し、事務の適正な執行を確保し住民からの信頼を得るために必要不可欠な取組であると考えます。本市では、将来的に中核市も地方自治法に準拠した内部統制制度の導入が義務化される可能性を踏まえ、制度構築の取組を進めているとのことであり、たとえ、制度構築の過程で事務負担が生じるとしても、積極的に制度構築の意義や意味を組織全体に浸透させることなど、本報告書で述べた取組について前向きに進め、制度構築の取組自体が内部統制の整備に資する取組になるように努めてほしい。

監査委員としても実効性の高い内部統制制度となるよう必要な協力は惜しまない考えである。

2 財務・行政監査

令和 6 年度 財務・行政監査 〔監査の実施手順〕

令和 6 年度財務・行政監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査重点項目の設定

【令和 6 年度監査重点項目】

過去の監査において顕在化したリスク等を踏まえる中、「長期（連続 5 年以上）にわたる同一団体への業務委託及び補助金支出に係る事務処理」とする。

2 監査対象組織の選定

各組織について「業務上のリスクを生む要因」として設定した 18 項目の有無等によるリスク評価を行い、これを参考に調査の網羅性等も考慮して監査対象組織を選定する。（5 局 26 課）

なお、これらの組織で検出された課題に他の組織が関係している場合は、当該課題の監査に関連する範囲で当該関係組織を監査対象に追加するものとする。

3 監査における着眼点の設定

(1) 「リスク仮説検討対象事業」の選定とリスク仮説の設定

ア 1 組織につき 5 つ程度の中事業等を「リスク仮説検討対象事業」として選定し、監査対象事務事業とする。

〔選定方法〕

“3E”（有効性、効率性、経済性）視点の課題は、予算規模が大きいほどその影響も大きいと考えられるため、原則として令和 6 年度当初予算額を基準に選定するが、事業の内容により加除を行う。すなわち、「予算規模が大きくても、法定業務等、市の裁量の余地が乏しい事業は除く。」「予算規模が小さくても業務の性質上重要なリスクを有する等の要因がある事業は加える。」といった調整を行う。なお、選定した事業に付随する事業が別にある場合は、併せて選定する。

イ 「リスク仮説検討対象事業」各事業について、次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

(ア) 事業手法

事業手法と期待する効果との間に合理性があるか。

(イ) 成果検証

成果検証が適切に行われ、事業改善に反映されているか。

(ウ) 実施方法（職員が実施、業務委託等）

事業を効率的・効果的・経済的に実施するために最適な実施方法がとられているか。

(エ) 業務委託又は指定管理者による施設の管理

業務委託（指定管理者の指定）に当たり、事業者の選定、委託料（指定管理料）の設定、履行確認等、必要な管理が適正に行われているか。

(オ) その他、事業実施に伴う事務に関すること

個人情報の保護、暴力団等の排除、参加者の安全確保等、リスク回避の対策が適切にとられているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象組織への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、合規性・正確性に“3E”の観点を加えて、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

4 本調査の実施

(1) 着眼点の検証

3で設定した着眼点を中心に、担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

(2) 事務一般の適正性に関する調査の実施

(1)と並行して、事務一般が適正に執行されているかを確認するため、現金及び重要物品の管理状況の調査、近接旅費の支出状況の抽出調査を実施する。

5 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象組織の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

6 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。

(1) 議会事務局

対 象 組 織	総務課、議事課、政策調査担当
監 査 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 27 日まで

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 総務課

(1) 組織の役割

議長及び副議長の秘書業務や議長会・事務局長会その他議会関係諸会議に関する事務、議員互助会に関する事務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
議会事務局関係事業	9,578
議員関係事業	1,341
議員互助会補助金	128

2 議事課

(1) 組織の役割

本会議、各委員会、議会運営に必要な会議に関する事務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
議会事務局関係事業	25,379
議員関係事業	3,787

3 政策調査担当

(1) 組織の役割

政務活動に関する事務や、市政一般に関する調査及び政策研究等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
政務活動費	50,400

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託における必要書類の受理手続の不備といった事例が見られたため、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

さらに、議場コンサート及び議員互助会補助金について、事業の効果検証を適切に行うよう監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。（事務局改善要請事項）

(2) 危機管理安全局

対 象 組 織	危機管理安全部 企画管理課、災害対策課、生活安全課、マナー向上推進担当
監 査 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 27 日まで

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 企画管理課

(1) 組織の役割

地域防災計画、水防計画及び国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事務、防災会議及び国民保護協議会に関する事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
防災対策等事業	1,717

2 災害対策課

(1) 組織の役割

大規模災害発生時に市民等が冷静かつ円滑に避難行動ができる手段の整備や日頃からの訓練、防災意識向上に向けた取組等、様々な対策を組み合わせた事業を展開し、防災体制の充実を図る。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
防災情報通信事業	31,878
防災対策等事業	24,754
水防システム関連事業	12,809

3 生活安全課

(1) 組織の役割

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、交通安全思想の普及啓発や防犯事業、暴力団排除の取組に関する事務や犯罪被害者等支援に関する事務及び自転車施策の総合調整に関する事務のほか、消費生活相談及び計量思想の普及啓発等、消費者の安全・安心に関する事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和 6 年度当初予算(千円)
街頭犯罪防止等事業	15,650
交通安全推進事業	3,151

防犯協会補助金	720
交通安全協会補助金	546
暴力団排除条例関係事業	453

4 マナー向上推進担当

(1) 組織の役割

「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」などの住民マナーの改善を図るため、マナーの総合的役割を担うとともに、路上喫煙対策の強化を図るため、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て防止等喫煙マナーの対策を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
たばこ対策推進事業	35,376
マナー向上推進事業	91

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、公金を管理する金庫に私金が入っていた事例、受援ガイドラインの未更新や災害時優先携帯電話の管理不足といった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、保存期限がない災害用備蓄品について定期的に検品を行うことや元暴力団関連施設の維持管理や売却など、今後の対応について十分に検討するよう監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

(3) 保健局

対 象 組 織	保健部 保健企画課、疾病対策課、感染症対策担当、生活衛生課、衛生研究所 健康増進担当 健康増進課、健康支援推進担当 北部保健福祉センター 北部地域保健課 南部保健福祉センター 南部地域保健課
監 査 の 期 間	令和6年4月1日から令和7年2月27日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 保健企画課

(1) 組織の役割

市民の健康の増進と医療の充実のため、医師会、歯科医師会や薬剤師会等と連携し救急医療提供体制の確保を行うとともに、医事・薬事、保健所運営協議会に関する事務を行う。また、公益財団法人尼崎健康医療財団を所管する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
尼崎口腔衛生センター事業補助金	61,888
第2次救急医療補助金	34,841
在宅当番医制運営補助金	20,313
医務薬務事業	10,452

2 疾病対策課

(1) 組織の役割

小児慢性特定疾病の医療費助成、難病対策、こころの健康づくり対策及び石綿健康相談等を実施することにより、市民の経済的・身体的・精神的な負担の軽減を図る。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
公害病補償事業	2,452,237
小児慢性特定疾病対策事業	190,019
精神保健事業	6,948
難病対策事業	1,844

3 感染症対策担当

(1) 組織の役割

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図ることにより、本市の公衆衛生の向上及び増進を図る。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
予防接種事業	1,418,997
肝炎ウイルス検診事業	24,055
感染症対策事業	23,222
結核対策事業	9,068

4 生活衛生課

(1) 組織の役割

食の安全や環境衛生を確保するため、食品・環境衛生関係施設の許認可・監視指導や衛生講習会の実施、ねずみ・衛生害虫等の駆除・相談、動物愛護関連事業、弥生ヶ丘斎場及び墓園の運営を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
動物愛護推進強化事業	18,200
狂犬病予防対策事業	4,184
環境衛生対策事業	2,176
動物愛護対策事業	1,931
地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業	1,000
尼崎市環境衛生協会委託料	168
歳入：墓地使用料	93,488
歳入：斎場使用料	73,077

5 衛生研究所

(1) 組織の役割

食品衛生や環境衛生、感染症等の関連法令に基づき、行政機関及び事業者等からの依頼検査などを実施し、食品の安全性の確保等公衆衛生の向上及び大気・水質等の環境保全に寄与する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
衛生研究所維持管理事業	57,364
衛生研究所事業	9,415

6 健康増進課

(1) 組織の役割

母子保健、成人保健、食育、歯科保健及び生活習慣病予防等に関する事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
妊産婦健診事業	328,880
産後ケア事業	12,462
まちの健康経営推進事業	7,872
産前産後ヘルパー派遣事業	7,705
生活習慣病予防推進事業	1,912

7 健康支援推進担当

(1) 組織の役割

特定健康診査及び特定保健指導、生活習慣病予防健康診査及び保健指導、後期高齢者医療制度の被保険者の健康診査及び保健指導のほか、がん検診に関する事務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
ヘルスアップ尼崎戦略事業	550,437
がん検診事業	176,259
健康サポート事業	8,993

8 北部地域保健課

(1) 組織の役割

母子・精神・成人及び難病患者等に係る保健や栄養・歯科についての相談等を行うとともに、乳幼児健康診査、予防接種、自立支援医療（育成医療）に関する事務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
乳幼児健康診査事業	31,088
母子保健相談指導事業	4,132
精神保健事業	397

9 南部地域保健課

(1) 組織の役割

母子・精神・成人及び難病患者等に係る保健や栄養・歯科についての相談等を行うとともに、乳幼児健康診査、予防接種、自立支援医療（育成医療）に関する事務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
母子保健相談指導事業	1,638
精神保健事業	393

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項 1

<難病相談会業務委託の履行確認について>

〔疾病対策課〕

1 事業の概要

難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図り患者や家族の支援体制づくりを行うことを目的として、平成19年度から難病相談会（以下「相談会」という。）及び難病患者等交流会（以下「交流会」という。）の実施等を一者特命随意契約で尼崎市難病団体連絡協議会（以下「難病連」という。）に委託している。

<業務内容>

内容	開催回数
難病相談会（医療、保健、福祉等）の開催 ・相談会の企画及び運営全般 ・相談会記録の作成 ・難病患者等への相談	10回以上
難病患者等交流会の開催 ・交流会の企画及び運営全般 ・交流会記録の作成	2回以上

また、所管課は令和5年度の委託料として、年度当初に難病連からの見積書の額と同額の1,223千円を概算払し、年度末に提出された実績報告書及び各領収書等により履行確認した上で、概算払額と同額で精算を完了している。

なお、この委託料には国庫補助金（補助率1/2）が充当されている。

<令和5年度委託料内訳等>

（単位：円）

	見積書 (①)		実績報告書 (②)		差額 (②-①)	
	相談会	交流会	相談会	交流会	相談会	交流会
報償費	244,000	210,000	266,440	203,280	22,440	△6,720
旅費	117,000	85,000	137,170	51,600	20,170	△33,400
水道光熱費	27,000	9,000	17,227	-	△9,773	△9,000
印刷費	30,000	74,000	96,732	69,121	66,732	△4,879
消耗品費	23,000	15,000	62,820	17,110	39,820	2,110
役務費	144,000	54,000	148,570	10,645	4,570	△43,355
使用料	36,000	25,000	42,384	12,100	6,384	△12,900
賃借料	87,500	42,500	88,000	-	500	△42,500
計	708,500	514,500	859,343	363,856	150,843	△150,644
	1,223,000		1,223,199		199	

注：差額の計199円は難病連が補てん

2 履行確認の不備等

令和5年度の精算における不備は次のとおりである。

(1) 不適正な経費への支出

委託料の一部（28,214 円）が次のとおり委託している業務と関係のない難病連の団体活動等に係る経費に充てられていた。

ア 団体活動に係る経費

旅費において難病連の総会や尼崎市への要望書提出のほか、市主催である尼崎市障害者差別解消支援地域協議会、アスベストセミナー及び尼崎市自立支援協議会あまのしごと部会への参加など団体活動に係る経費に充てられていた。また消耗品費において、難病連の事務所が入居している市営住宅に設置された集会室で実施したヨガ教室に係る茶菓子代に充てられていた。

＜団体活動に係る経費＞ (単位：円)

実績報告書等記載内容（抜粋）				計
費目	区分	内容	金額	
旅費	相談会	通帳作成	2,100	9,101
		総会準備等	1,260	
		要望書提出（保健所）	780	
		差別解消委員会参加	800	
		アスベスト講演会	1,320	
		しごと部会	840	
		防災事前説明	1,260	
消耗品費	相談会	茶菓子代（ヨガ教室）	741	

イ 旅費の重複計上

難病連の事務所での打合せ実施後に、当該業務に係る幹事会出席のため他の場所へ移動したが、その旅費について個々に自宅から往復したものとして計算していたため一部の費用が重複計上となっていた。

＜旅費の重複計上＞ (単位：円)

実績報告書等記載内容（抜粋）				計
費目	区分	内容	金額	
旅費	相談会	幹事会費	610	610

注：上記金額は重複額のみ掲載

ウ その他不適正な経費

訪問理由が不明瞭な旅費のほか、当該業務以外でも利用している難病連役員自宅のプリンターのインク購入費に委託料が充てられていた。

＜その他不適正な経費＞ (単位：円)

実績報告書等記載内容（抜粋）				計
費目	区分	内容	金額	
旅費	相談会	尼崎市役所	780	18,503
消耗品費		インク代	17,723	

注：インク代の金額は9回購入分の合計額

(2) 相談会と交流会の不明確な経費区分

見積書では水道光熱費、携帯電話、インターネット利用料及び事務所の賃借料が相談会と交流会に区分されていた。しかしながら、実績報告書ではこれらの経費全額が相談会に計上され、見積書から相談会経費は 150,843 円増、交流会経費は 150,644 円減となっていたが、所管課はこの理由等を難病連に確認することなく精算を完了していた。

(3) 不適切な委託料の積算

見積段階から委託料に難病連の総会準備等にも利用している団体の事務所借上等の経費が入っており、委託料の一部がその事務所に係る「水道光熱費、賃借料及び自治会費」の全額、事務所の修繕代などに充てられていた。しかしながら、これらの経費は業務内容等から勘案すると、委託料で支払うべきものとは言い難いものである。このような不適切な事務が生じた一因は市が業務内容を仕様書で明確に定めず、委託料を積算していないためと考える。

(4) 相談会実施日の確認不足

実績報告書の相談会の実施日が誤った日付(誤：11月15日、正：11月5日)となっていた。

(5) 難病連から提出を受けた資料の未決裁

契約約款等で定めている業務主任担当者届、事業計画書、誓約書及び確認書が難病連から提出されていたが未決裁であった。

3 仕様書の不備

難病連は難病に関する電話相談を実施していたが、仕様書には電話相談業務は明記されていなかった。なお、市は電話相談業務を委託しているとの認識で、委託料には電話相談受付用の携帯電話1台分の経費や難病連の相談担当者への報償費が含まれていた。

4 課題

上記のように多くの問題が発生している原因は、委託する業務の経費を市が積算することなく、受託者からの見積書等をもって一者特命随意契約を長年継続し、市が委託者として実施しなければならない管理や履行確認などを怠った結果であると考ええる。

【求める措置】

委託している業務と関係のない団体活動等の経費に委託料の一部が充当されたまま精算を完了していた原因は、所管課が業務に係る経費を積算することなく漫然と委託先の見積額等をもって契約したことや、実績報告書及び領収書等の内容確認を怠ったことにあると考える。

今回検出された問題について然るべき対応を行うことは当然として、改めて委託する業務内容や経費を精査するとともに適正な管理を行うよう求める。

＜墓地使用料の決算額誤計上及び債権管理について＞

〔生活衛生課〕

1 墓地使用料の概要

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例に基づき、尼崎市弥生ヶ丘墓園（総区画数 5,250）において使用料を徴収している。その単価は区画面積に応じて異なり、年間の使用料は 1 m²あたり 1,500 円の範囲内で設定されている。なお、当該施設は指定管理者制度を導入しているが、使用料に関する納付書作成及び送付などの債権管理は市が直接実施している。

2 決算額の誤計上

令和 3 年度から 5 年度までの 3 か年において、墓地使用料の調定額等の決算額が誤っていた。

＜墓地使用料 決算における歳入誤計上額等＞

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	調定外過誤納金	実質収入未済額
令和3年度	決算額(①)	91,978,627	90,449,047	21,750
	訂正後(②)	91,807,177	90,277,597	21,750
	誤計上額(①-②)	171,450	171,450	-
令和4年度	決算額(①)	26,658,512	24,439,142	59,915
	訂正後(②)	26,596,037	24,621,842	11,790
	誤計上額(①-②)	62,475	△182,700	48,125
令和5年度	決算額(①)	26,581,630	24,195,980	6,950
	訂正後(②)	26,581,630	24,184,730	6,950
	誤計上額(①-②)	-	11,250	-
				△11,250

注1：実質収入未済額とは収入未済額（調定額－収入済額－不納欠損額）に調定外過誤納金を加算した額

2：上表記載年度のいずれの年度も不納欠損額は計上無し

このような誤りが生じた原因は次のとおりである。

(1) 調定額の減額処理漏れ等（令和 3 年度及び 4 年度決算）

令和 3 年度の調定額の誤計上 171,450 円は納付済入力票の年度の記載を誤り、4 年度の収入とすべき 4 年 4 月の入金分の一部を 3 年度の収入として計上したことによる。また、令和 4 年度の調定額の誤計上 62,475 円は墓地返還に伴い還付した 6,975 円（2 件）の減額処理漏れのほか、重複計上等 55,500 円（11 件）である。

(2) 収入済額の計上年度誤り（令和 3 年度、4 年度及び 5 年度決算）

令和 3 年度の収入済額の誤計上 171,450 円は上記（1）の理由によるもので、また 4 年度の収入とすべき 5 年 5 月に入金された 11,250 円を 5 年度の収入として計上したことにより 3 年度から 5 年度までの収入済額が誤計上となった。

(3) 調定外過誤納金の計上誤り（令和 4 年度決算）

令和 4 年度の調定外過誤納金の誤計上 48,125 円は年度内に還付済みであった 1,500 円を誤って調定外過誤納金として計上したことに加え、決算時点で既に還付済みであった過年度の調定外過誤納金 46,625 円（2 年度分：24,875 円、3 年度分：21,750 円）を 4 年度の調定外過誤納金として計上したことによる。

3 不適正な債権管理

債権を適正に管理するためには、債権ごとに債権額や弁済状況等を正確に把握することが重要であり、尼崎市債権管理条例において債権を管理する台帳を整備しなければならないと規定されている。当該台帳で管理すべき項目や内容は債権により異なるため条例でその様式等は定められていないが、管理すべき項目としては債権の消滅時効に係る期間や各納入期限、債務者との交渉内容などが考えられる。

墓地使用料の債権に関する管理台帳は表計算ソフト（Excel）で作成され、債権者ごとに複数年度の収納状況等を1行で管理している。その内容（一部抜粋）は次表のとおり、督促状の発送日の記載はあるものの時効や交渉内容などが記載されていないほか、滞納債権が現年度分か滞納繰越分かなどの整理も行われておらず、不適正な管理状況であると言える。

＜墓地使用料 管理台帳（一部抜粋）＞

墓番	H28	H29	H30	H31	R2	R3	件数	額
●●●●	納付済	納付済	納付済	済 (R1. 8. 21)	済 (R2. 5. 28)	未納(R3調 定)督促 (R3. 6. 30 期限)	1	11, 550

注：件数は収入未済の年度数、額は収入未済額

また、表計算ソフト（Excel）を債権管理台帳として用いることは、意図しない行の削除や日付の改ざん等の可能性があることなどから管理手法としては不適切と考える。

4 課題

安定した収入の確保と市民負担の公平性の観点からも債権は適正な管理が求められる。しかしながら、墓地使用料の債権管理において、次の課題がある。

- (1) 調定額の減額処理漏れや調定外過誤納金の誤計上のほか収入年度の誤りにより、決算額が3か年にわたり誤っていた。
- (2) 約 5,000 件の債権を表計算ソフト（Excel）で作成した台帳で管理していることに加え、その管理項目や内容などが不十分であった。

【求める措置】

墓地使用料の決算額を複数年度にわたり誤っていた原因として、約 5,000 件もの債権を表計算ソフト（Excel）で作成した台帳で管理していたことに加え、その台帳に登録した情報では債権管理ができないことを見過ごし続けるなど債権を適正に管理するという意識が職員に欠落していたことや、組織として誤計上に気付くことができないなどチェック機能が適切に働いていないことが考えられる。

今後、二度と同様の問題が生じないよう債権管理方法等を改め、適正な債権管理を行うよう求める。

＜尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等について＞ 〔健康増進課〕

1 尼崎市未来いまカラダ協議会の概要

尼崎市未来いまカラダ協議会（以下「協議会」という。）は健康行動に結びつく市の事業もしくは協賛企業等が提供する健康支援のための商品等に市民が参加・購入することに対する「継続特典チケット（協賛企業等の景品に応募可能）」の配布及び「SDG s ポイント（あま咲きコイン）」の付与などを行っている。また、協議会の活動経費は市の補助金と企業からの協賛金で賄っており、協議会の事務局は健康増進課が担っている。

協議会の会計処理等の事務については、市が事務局として行っている準公金の管理の適正性に問題があるとして平成 30 年度の財務・行政監査において是正措置を求め、その対応として令和元年度末（令和 2 年 3 月 31 日）に、現金出納日計簿や金券類受払簿を整備するなど本市事務規程並びに会計規程に準じた事務処理を徹底したことで措置は完了している。しかしながら、今回の監査においても次のような会計処理等の事務に係る問題が検出された。

2 不適正な準公金の管理

令和 5 年度分の出納完了日（令和 6 年 5 月 20 日）の協議会の通帳残高は 450,982 円で、そこからその日までの 6 年度分の収支 450,000 円（全額が収入）を差し引くと 982 円となるが、協議会が市へ提出した 5 年度の収支決算報告書の繰越金は 0 円となっていた。

＜令和 5 年度分通帳残高＞

（単位：円）

通帳残高（R6. 5. 20） (a)	R6 年度分収支（～R6. 5. 20） (b)	R5 年度分残高 (a-b)
450,982	450,000	982

この 982 円は平成 29 年度（432 円）及び令和 2 年度（550 円）に生じた振込手数料の計上誤りによる市補助金の未返還分で、発生以降、所管課はこの残金の存在を認識していたにもかかわらず、適正な会計処理を行わずに放置していた。

3 不適切な景品用金券の管理

協議会は令和 2 年度分の景品として 3 枚のまいぷれポイントの I C カード（金券）（以下「まいポカード」という。）が必要となったが、1 枚単位で購入できるにもかかわらず 5 枚購入したため 2 枚が残った。しかしながら、まいポカードは令和 3 年度以降、景品に設定されず、カードの使用期限を確認していなかったことなどから、保管していた 2 枚のまいポカードのポイント（2,000 円相当）は失効し、金銭的価値が無くなった。

4 郵送料の支出年度誤り

令和5年4月に協賛企業2社へ発送した「令和5年度あま咲きコイン企業付与IDの通知」の郵送料は5年度の支出とすべきであるが、4年度の支出として処理していた。

5 課題

協議会に係る準公金の管理等において次のような不適正な取扱いなどがあった。

- (1) 平成30年度の財務・行政監査において準公金の管理の適正性について指摘し措置を講じていたにもかかわらず、長年にわたり収支決算報告書に記載していない通帳の残高の存在や年度区分を誤った予算執行などがあった。
- (2) 景品として購入した金券が使用可能期間を超え金銭的価値を失うなど、金券を適切に管理していなかった。

【求める措置】

尼崎市未来いまカラダ協議会に係る準公金の管理等における本質的な問題は、事務処理ミスによって発生した残金や景品の設定から外れた金券の存在を複数の職員が認識しながら、その状態を是正することなく、複数年度にわたり漫然と引き継がれていたことである。

今回検出された問題の是正や収支決算報告書を適正に記載することは当然として、日々の業務の中で事務処理誤りが生じているおそれに気付いたときはその状態を放置せず、直ちに組織内でその問題を共有し対策を考え対応するなど、問題を先送りすることなく迅速に解決していく組織づくりを行うよう求める。

＜国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託に係る契約手続及び個人情報の管理について＞

〔健康支援推進担当〕

1 業務の概要

国民健康保険特定健診等の受診率向上対策を効率的・効果的に推進するため、次の業務を委託している。

- (1) 特定健診等受診率向上のための企画提案業務
- (2) 健診対象者への受診券及び受診案内書等作成・発送業務
- (3) 電話等による予約受付業務
- (4) 健診受診率向上のための広報業務
- (5) 健診データ等の分析及び活用

令和5年度は当該業務をプロポーザルによる一者特命随意契約（契約額 62,745,658 円）で凸版印刷株式会社に委託しており、5 年 10 月 1 日に凸版印刷株式会社は組織再編に伴い契約上の権利義務等を TOPPAN 株式会社に承継している。なお、以下両社とも「TOPPAN」という。

また、令和6年度は5年度に行われたプロポーザル（3 か年 1 クール）で選定された TOPPAN に当該業務を委託（契約額 70,394,819 円）している。

2 受託者との契約手続等の不備

令和5年度、6年度ともに、契約約款等で定めている業務主任担当者届、個人情報・データ取扱特記事項の誓約書、確認書、個人情報等の取り扱い状況報告書及び暴力団排除に関する特約の誓約書を受理していなかった。

3 再委託承認手続等の不備

(1) 令和5年度

TOPPAN は次表の体制で、当該業務の一部を再委託等（再委託及び再々委託）により実施している。

＜令和5年度の業務体制＞

No.	再委託先等	業務内容
1	業者 A	予約システムサービス（ASP提供）
2	業者 B	コールセンター業務・検査キット発送
3	業者 C	分析ツール・マスクツールの開発保守
4	業者 D	分析ツール・マスク加工ツール等の企画・設計支援
5	業者 E	分析ツール構築・分析支援
6	業者 F	特定健診等受診勧奨のお知らせの全戸配布

注1：ASP（Application Service Providerの略）は、インターネットを通じてアプリケーションソフト等を提供するサービス

2：業者 C は10月1日まで再委託、10月1日から再々委託

これら 6 社分全てにおいて、次表のとおり再委託承認申請書に不備があるなど再委託等の承認手続が適正に行われていなかった。

<令和5年度における再委託等に必要な主な書類の受理状況>

(○適正な書類を受理している。△書類を受理しているが内容に不備がある。×書類を受理していない。)

No.	再委託先等	再委託承認申請書（承認申請時）				個人情報・データ取扱特記事項で規定		
		（添付書類）次の内容を証する書類				個人情報の安全管理措置が講じられていることを証する書類	誓約書	確認書
		再委託する業務内容と契約額（注1）	再委託の必要性（注2）	再委託先での適正な履行（注3）	役割・体制等（注4）			
1	業者 A	△	×	×	○	×	×	×
2	業者 B	△	×	×	○		×	×
3	業者 C	△	×	×	×		×	×
4	業者 D	△	×	×	×		×	×
5	業者 E	×	×	×	×		×	×
6	業者 F	×	×	×	×			

注1：再委託する業務内容及び予定金額を証する書類（見積書等）

2：再委託を行う必要性を示す書類（業務フロー図等）

3：再委託先が受託した業務を適正に履行できることが分かる書類（同種業務の実績を示す書類、企業概要等）

4：再委託先の役割及びその業務の実施体制が分かる書類

ア 必要書類の不足など不備な状態での再委託等の承認

業者 A～D までの 4 社分については再委託承認申請書を受理していたが、個人情報・データ取扱特記事項の誓約書等を含め承認に必要な書類の大半が添付されていなかった。また、所管課はそうように不備がある状態を認識していたにもかかわらず、再委託等を承認していた。業者 E F の 2 社分については再委託承認申請書自体を受理していなかった。

イ 再委託等未承認の状態での業務実施を許容

TOPPAN からの再委託承認申請書の提出（令和 5 年 4 月 1 日）から、上記アのような所管課の不適正な承認（令和 6 年 2 月 21 日）まで 10 か月以上の期間を要した。長期にわたる未承認の間も再委託先等の業者で業務が行われ、一部の業者では個人情報のデータが取り扱われていた。

また、業者 E F については再委託が未承認のまま業務が行われていた。

ウ 問題が生じた原因

上記ア、イの問題が生じた原因として、次のことが考えられる。

(ア) ルールを無視した判断

再委託等の承認手続において所管課は未添付の書類等があるなど不備な状態であることを認識していたにもかかわらず、事後に TOPPAN から必要な書類を受理することを前提として承認していた。このように不適正な承認が行われた原因は、契約課などの制度所管組織に相談をせずに、事後の受理を前提として承認するというルールを無視した判断を行ったことにあると考えられる。なお、必要な書類は事後に受理されることはなく、未受理のままであった。

(イ) 受託者からの問合せに対する不適切な対応

TOPPAN から所管課への提出書類に関する数回の問合せ（個人情報の取扱いに関する誓約書等）があったにもかかわらず、組織内での回答の調整を怠り、さらに判断が所管課では難しい内容について、制度所管組織に市の規定等を確認せず誤った回答をしていた。承

認まで長期間にわたった原因は、このような TOPPAN からの問合せに対する所管課の不適切な対応にあると考えられる。

これらの問題の背景には、市の規定等を重視しない職員の意識と、当該業務について担当者任せがちとなり時期によっては他業務も重なり担当者の業務が増大していたにもかかわらず、組織としての対応が不十分であったことなど組織内での情報共有や進捗管理を行う仕組みが不足していたことが考えられる。

(2) 令和 6 年度

TOPPAN は次表の体制で、当該業務の一部を再委託により実施している。

< 令和6年度の業務体制 >

No.	再委託先	業務内容
1	業者 A	予約システムサービス (ASP提供)
2	業者 B	コールセンター・検査キット発送
3	業者 G	宛名印字・圧着はがき製造・発送
4	業者 H	宛名印字・封入封緘・発送
5	業者 I	受診勧奨の電子発信
6	業者 E	分析ツール構築・分析支援
7	業者 F	特定健診等受診勧奨のお知らせの全戸配布

注1: ASP (Application Service Providerの略) は、インターネットを通じてアプリケーションソフト等を提供するサービス

2: 記載の業者のほか、再委託には該当しないが2社からASPの提供を受けている

これら 7 社分については次表のとおり令和 5 年度と同様に再委託の承認手続きが適正に行われていなかった (令和 6 年 11 月末時点)。

< 令和6年度における再委託に必要な主な書類の受理状況 >

(○適正な書類を受理している。△書類を受理しているが内容に不備がある。×書類を受理していない。)

No.	再委託先	再委託承認申請書 (承認申請時)				個人情報・データ取扱特記事項で規定		
		(添付書類) 次の内容を証する書類				個人情報の安全管理措置が講じられていることを証する書類	誓約書	確認書
		再委託する業務内容と契約額 (注1)	再委託の必要性 (注2)	再委託先での適正な履行 (注3)	役割・体制等 (注4)			
1	業者 A	△	×	×	○	△	△	○
2	業者 B	△	×	×	○	△	△	△
3	業者 G	△	×	×	×	○	○	○
4	業者 H	△	×	×	×	○	○	○
5	業者 I	△	×	×	×	△	△	○
6	業者 E	△	×	×	×	○	○	○
7	業者 F	×	×	×	×			

注1: 再委託する業務内容及び予定金額を証する書類 (見積書等)

2: 再委託を行う必要性を示す書類 (業務フロー図等)

3: 再委託先が受託した業務を適正に履行できることが分かる書類 (同種業務の実績を示す書類、企業概要等)

4: 再委託先の役割及びその業務の実施体制が分かる書類

ア 再委託未承認の状態での業務実施を許容

令和 5 年度において再委託承認申請書の受理が大幅に遅れ、かつ不備のある状態で承認したという問題があったにもかかわらず、6 年度においても、再委託業務実施前に行うべき再委託承認申請書の受理が 9 月 13 日と大幅に遅れ、さらに必要書類が添付されていないなど不備のある状態で受理していた。なお、承認は受理から約 3 か月後の 12 月 27 日で、令和 5 年度と同様に承認までが長期にわたり、再委託を未承認の間も再委託先の業者において業務が行われ、一部の業者では個人情報のデータが取り扱われていた。

また、業者F分については再委託承認申請書自体を受理していなかった。

イ 問題が生じた原因

このように再委託の申請が長期にわたり未承認であった原因として、令和 5 年度と同様に TOPPAN からの問合せに対し、組織としての判断を怠ったことや制度所管組織への確認を行わず回答をしてしまっていたことがある。この問題の背景には、組織内での情報共有・進捗管理を行う仕組みが不足していたことがあると考えられる。

4 不適正な個人情報の管理

所管課は当該業務において特定健診の受診勧奨者リストや特定健診のヘルスケアデータ分析のための個人情報などを TOPPAN 等へ提供する必要がある。本調査等で把握した令和 5 年度及び 6 年度（11 月末まで）に所管課が提供した個人情報のデータを取り扱った業者（再委託先含む）は、次表のとおりである。なお、原則、再委託先の業者への個人情報のデータ提供は TOPPAN を経由している。

<個人情報データ取扱い実績>

令和5年度

データ取扱業者	データ提供日付		
TOPPAN	4月25日	5月19日	6月8日
	6月15日	8月2日	8月7日
	8月29日	9月29日	10月31日
	1月19日	3月5日	
	6月6日	9月5日	9月5日
業者B			
業者E	11月30日		

令和6年度（11月末時点）

データ取扱業者	データ提供日付		
TOPPAN	6月6日	10月24日	10月24日
業者B			
業者E	5月8日	7月1日	8月30日
業者G	6月7日	10月21日	
業者H	4月25日	6月17日	9月20日
業者I	9月5日	9月17日	

注1：表中に同一日付が存在するが、それは提供データごとに記載しているためである

2：TOPPAN以外は、全て再委託先の業者

3：黄色はクラウドサーバー等で共有したデータ提供を表す

4：保健所内でのマスク処理（情報の一部を匿名化）作業分は除く

(1) 受託者から適正な申請書を受理せず個人情報を提供

令和 5 年度における個人情報のデータの提供は、全 15 件のうち 3 件は申請書類が無い状態で行われており、残りの 12 件のうち 10 件が TOPPAN の様式書類（お預かり証等）、2 件が市の様式書類（個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書）での申請に基づくものであった。なお、TOPPAN の様式書類には市の様式と異なり、提供したデータを複製するのかなどの所管課として把握すべき項目の記載がなかった。また、市の様式書類で提出があった 2 件についても、代表者名の記載に不備があり取り直しが必要であったがそのまま放置されていた。

令和 6 年度も同様の状況で、個人情報のデータ提供は全 13 件（11 月末時点）のうち 10 件は申請書類の提出がない状態で行われており、残りの 3 件が TOPPAN の様式書類での申請に基づくもので、市の様式書類による申請はなかった。

(2) 提供した個人情報のデータの管理不在

令和 5 年度に個人情報を提供した全 15 件において、データの消去（記録媒体の廃棄を含む）を管理するための市の様式書類（データ消去証明書等）のほか、TOPPAN の様式での消去などを証明する書類も受理しておらず、所管課は持ち出された個人情報のデータがどこにどのような状態にあるのか、また消去（廃棄含む）の有無などを把握・管理していなかった。

令和 6 年度は 13 件（11 月末時点）全てにおいて、5 年度同様にデータ消去証明書等は未受理の状況で、必要な管理ができていなかった。

(3) 問題が生じた原因

このように適正な申請書を受理していない状態での個人情報の提供や、提供した個人情報のデータの管理不在があった原因として、次のことが考えられる。

ア リスク認識の欠如

組織として個人情報の漏えいリスクの大きさを認識できておらず、個人情報の管理をおろそかにしたことが考えられる。所管課は受託者に提供した個人情報のデータが再委託先の業者を含め、どこにどのような状態で保存され、業務終了後には消去が確実に行われたかを確認するなど、適正に個人情報を管理しなければならないが、これらのことを怠っていた。

イ 組織内の不十分なフォロー体制

適正に管理を行う必要がある大きなリスクを抱えた業務を行っていたにもかかわらず、担当者に任せがちになり、また組織内で個人情報に係る事務の不明点等について報告・連絡・相談がなく、課題を共有・フォローできる組織体制がなかった。

5 課題

令和5年度、6年度ともに契約手続等に不備があったほか、再委託等の申請に必要な書類が不足しているなどにもかかわらず承認し、さらにその承認も業務開始から数か月後もの期間を要し、未承認期間も再委託先等の業者における業務実施を許容するなど、ルールを逸脱して業務が進められていた。また、大量の個人情報を取り扱う業務にもかかわらず、所管課は個人情報の取扱いに関するリスクの大きさを認識していなかった。そのため、受託者へ個人情報を提供する場合の取扱いについて市の規定等をなおざりにし、個人情報のデータが再委託先の業者を含め、どのように扱われ、そのデータが消去されたのか確認しないなど個人情報の管理を怠っていた。これらの問題が生じた本質的な原因は業務に係るリスクの識別・評価ができておらず適切なリスク抑制策が取られなかったことや、業務の進捗管理の仕組みや組織内での情報共有が不十分であったことが考えられる。

【求める措置】

所管課は再委託等の承認手続を含め、市の規定に則った事務を執行することは当然として、業務に内在するリスクを的確に識別・評価した上で、リスクへの対応策を組織内で共有できる体制を構築する必要がある。

特に漏えいした場合の影響が甚大な個人情報については、職員一人ひとりがその漏えいリスクの大きさを改めて強く認識した上で、組織として万全の管理体制を構築することを求める。

また、業務の進捗管理を適切に行える仕組みを整備するとともに相談や情報共有がしやすい風通しの良い職場風土を醸成することを求める。

＜譲渡会開催支援助成金の効果検証等について＞

〔生活衛生課〕

1 助成金の概要

動物の譲渡に係る金銭的な負担を軽減し譲渡の促進につなげることで人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物の譲渡会を実施した市内に活動拠点を有する動物愛護団体等に対して、譲渡会開催に係る会場の賃借費用を助成している。なお、財源は尼崎市動物愛護基金である。

2 譲渡会の実態の未把握と制度上の不備

当該助成金に係る譲渡会の開催報告書（以下「報告書」という。）の主な内容は次表のとおりである。

＜令和5年度助成金実績（報告書抜粋）＞

令和5年度交付金実績（報告書提出）							
申請書及び 報告書受理日	交付 決定日	交付日	譲渡会開催日	会場賃借費 (円)	助成金交付額 (円)	訪問人数 (人)	展示動物数 (匹)
10月10日	11月6日	12月11日	令和4年10月16日	48,000	30,000	350	36
			令和4年12月11日	48,000	30,000	300	33
			令和5年2月12日	48,000	30,000	300	30
3月22日	3月29日	5月20日	令和5年4月9日	48,000	30,000	300	32
			令和5年5月7日	5,300	5,300	220	36
			令和5年6月11日	48,000	30,000	300	40
			令和5年7月2日	6,750	6,750	220	50
3月22日	3月29日	5月20日	令和5年8月20日	48,000	30,000	300	32
			令和5年9月17日	8,850	8,850	220	36
			令和5年10月15日	48,000	30,000	300	40
			令和5年11月26日	8,850	8,850	220	50
計 11回				365,750	239,750	3,030	415

注：助成の対象期間は譲渡会の開催日から1年以内

助成金をより有効に活かすためには譲渡会の実態を詳細に把握する必要があるが、報告書の内容は上表記載分のほか譲渡会開催場所及び開催時間のみであり、実態を把握するには不十分であると言え、現在の助成制度上の不備も含め次の課題等があると考ええる。

(1) 譲渡動物数及び譲渡希望者数等

事業目的である譲渡の促進状況を測るには譲渡された動物数のほか譲渡希望者数などを正確に把握する必要があるができていなかった。なお、正式な譲渡前のトライアル期間が設けられ、譲渡会の実施直後に譲渡された動物数及び里親となる譲渡者数を把握することが困難な場合もあるが、その場合は譲渡希望者数での把握や後日報告させるなどの対応も考えられる。

(2) 譲渡対象動物の捕獲地等

尼崎市譲渡会開催支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）では市内で捕獲した動物に限るなど譲渡動物に関する制限はなく、市外で捕獲した動物に関する譲渡会の開催費に対し、本市が助成するおそれがある状況となっていた。

(3) 譲渡条件等

譲渡した場合、里親は譲渡された動物が保護されている間に受けたワクチンや検査、不妊手術などの費用の一部を譲渡の諸経費（以下「譲渡費」という。）として譲渡した側へ支払うことが多いが、所管課は譲渡費の詳細を把握していなかった。

しかしながら、助成金を活用した譲渡会においてはどのような経費を里親に負担させているのか把握すべきと考える。特に野良猫不妊手術費用助成金など他の市の助成制度を活用している場合は、その助成金相当額を譲渡費として里親に求めないよう誓約を求めるなどの対策が必要と考える。

(4) 譲渡会と同時開催の物販等の収入及び支出額

令和5年度の報告書に添付された譲渡会の開催チラシによると同会場で物販、フードコート及び体験活動（有料）を実施する旨の記載があるが、所管課はこれらに関して一切考慮せず会場賃借費の全額を助成対象とし、これらの活動に関する収支状況も確認していなかった。

譲渡会の集客のためにも各種イベントや物販を行うことは不適切ではないが、譲渡会の開催に係る全体の収支を把握した上で助成対象の範囲等を判断すべきと考える。

3 譲渡会に対する助成金の効果検証の不足

(1) 制度拡充の検討資料の不存在

助成対象経費等は要綱において次表のとおり規定されており、令和6年度に助成対象とする開催場所の拡大及び経費上限額の引上げを行い、予算額も300千円から1,000千円に増額している。なお、令和5年度の助成金申請者は1団体のみで60千円が執行残となっている。

<助成対象経費等>

項目	令和5年度	令和6年度
助成対象	開催場所	尼崎市内 → 兵庫県内、大阪府内
	経費	会場の賃借費用。譲渡会1回の開催につき、上限30千円 → 上限60千円
	期間	譲渡会の開催日から1年以内
申請書類	申請書、報告書、譲渡会の開催広報物、譲渡会の実施状況を確認できる写真及び譲渡会会場の賃借費用の領収書	
予算額	300千円	1,000千円
実績額	240千円	-

注：令和6年度実績は7年1月末時点

また、助成制度を拡充した趣旨（理由）は令和6年度の要綱改定に関する決裁文書によると次のとおりである。

<制度拡充の趣旨>

項目	趣旨（理由）
助成対象開催場所	従来は市内開催分のみを対象としてきたが兵庫県内、大阪府内の会場開催を対象とし、譲渡機会の拡充を図る
助成対象経費	会場の賃借費用を助成してきたが、現行の上限額である30千円を超える場合があり、上限額を引き上げることで会場の選択肢を増やす

このような趣旨で制度を拡充したが、所管課は助成金の活用有無にかかわらず市内で開催されている譲渡会の実態を把握しておらず、市外での譲渡会開催のニーズや必要性のほか、助成対象経費の上限額を引き上げることで会場の選択肢が増えることにつながるのか、助成額の多寡が譲渡会開催の妨げとなっているのかなどの検証等も行っていなかった。

また、前述のとおり助成金を活用している譲渡会の開催に係る収支状況も把握していなかった。

本来、このような助成制度については、助成対象の実態をしっかりと把握した上で助成目的に対する効果等の検証を行い制度改善を図るなど適切にPDCAサイクルを機能させることが必要であるが、令和6年度に制度拡充した助成対象とする開催場所の拡大や経費上限額の引上げについて、5年度に検討した資料等は存在していなかった。

(2) 令和6年度制度拡充に係る要綱改定時期の遅延

この制度拡充については「令和6年度主要事業」として令和6年2月に公表していたが、これに係る要綱改定は6年12月に行われていた。

改定が年度当初ではなく12月となった理由は所管課が譲渡会の実態把握のため実施団体等に対して令和6年5月からヒアリング等を開始し、課題整理や検討等に時間を要したためとのことであった。ただし、令和6年度に拡充した内容を除く新たな制度改定については、そのヒアリング結果を踏まえて、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図るための尼崎市動物愛護推進協議会と協議する必要があるとして見送られた。その結果、令和6年12月の要綱改定はヒアリング内容とは関係のない既に公表していた拡充内容のみに対応したものとなった。

4 課題

当該助成金については、制度上の不備に加え報告書の内容は不十分で助成対象となる譲渡会の実態把握や助成したことによる効果検証も不足し拡充の必要性の根拠が乏しい中で、制度拡充を行うなどPDCAサイクルが機能しているとは言い難い状況であった。

【要請の内容】

譲渡会開催支援助成金において、所管課は効果検証をしていないなど制度拡充の根拠が乏しい状況にもかかわらず、令和6年度に助成対象の開催地の拡大及び経費上限額の引上げを行っていた。

事業目的に対して実効性のある助成制度となるよう、譲渡会の実態を詳細に把握した上で効果検証等を行い制度の改善を図るなど、PDCAサイクルを機能させるよう要請する。

このほか、他の業務委託において契約事務の不備や必要書類の未受理といった事例、また所管課が事務局運営している実行委員会の会計処理が適正に行われていないといった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、補助金単価の根拠を決裁文書等に記載することや公文書の保存期間の設定を改めることなど、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

(4) こども青少年局

対 象 組 織	こども福祉課 保育児童部 保育企画課、保育管理課、こども入所支援担当、保育運営課
監 査 の 期 間	令和6年4月1日から令和7年2月27日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 こども福祉課

(1) 組織の役割

在宅子育て支援に係る企画調整や児童福祉、母子福祉及び父子福祉に関する事務やこども総合案内窓口に関する事務を行うとともに、児童手当や児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金等の各種給付事務のほか、母子福祉資金や父子福祉資金の貸付事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
母子家庭等自立支援給付金事業	67,649
あまがさきキッズサポーターズ支援事業	61,207
病児病後児保育事業	37,940
ファミリーサポートセンター運営事業	12,920
子育てサークル育成事業	1,050

2 保育企画課

(1) 組織の役割

保育施策に係る企画、立案、政策調整事務を行うほか、民間保育園や認定こども園等の設置認可・認定・届出、指導監督等に関する事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
子育て支援施設等利用給付費	3,696
児童福祉施設等指導監査等事業	321

3 保育管理課

(1) 組織の役割

保育園や認定こども園、地域型保育事業等に関する給付関係事務や各種補助事務を行うほか、保育士を確保するための支援事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
地域型保育給付費	2,007,502
保育環境改善事業	417,366
法人保育施設等特別保育事業等補助金	403,732
実費徴収に係る補足給付事業	16,282
保育士確保事業	10,850

4 こども入所支援担当

(1) 組織の役割

保育の必要性認定など、保育施設入所に係る手続に関する事務や利用調整など保育施設等の利用に関する事務を行うほか、保育料の決定や徴収事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
保育料軽減事業	50,537
子ども・子育て支援制度システム運用事業	43,305
保育所入所事務A I活用事業	1,540

5 保育運営課

(1) 組織の役割

市立保育所における子育て支援に係る企画調整を行うほか、市立保育所の施設等維持管理や保育所職員の人事・研修、保育所等の指導等の運営を行うとともに、市立保育所の給食費等の徴収及び保育士・保育所支援センターの運営管理等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和6年度当初予算(千円)
公立保育所維持管理事業	129,612
公立保育所施設整備事業	114,836
保育の質の向上事業	9,029
尼崎市保育士・保育所支援センター運営事業	5,172
保育士確保事業	565

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

委員措置要求事項

<子育てサークル育成事業に係る業務委託の履行確認等について>〔こども福祉課〕

1 事業の概要

子育ての不安感や孤独感を軽減し地域における子育てを楽しむ環境づくりを推進するため、学齢前の児童をもつ保護者が集まり、地域で自主的に活動する子育てサークル（以下「サークル」という。）に対して、その活動を支援する「子育てサークル育成事業」に係る業務を委託している。業務内容等は次表のとおりで、尼崎市子育てサークル育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）等で定めている。なお、令和5年度は17のサークルに当該業務を委託している。

<業務の概要>

区分	内容
概要	児童を持つ保護者が集まり、親子遊びや母親同士の話し合いを通して、育児に関する知識の習得や親子の友達づくりに係る取組を行う子育てサークルに対して、サークル育成業務を委託する。
対象経費	(1) 指導者謝礼、会場借り上げ料、傷害保険料等の保育及び育児に要する経費 (2) その他教材用消耗品費、印刷費、写真代及び通信費等の事業に要する経費
委託料	予算の範囲内で1サークルにつき、45,000円以内（委託期間が6カ月間の場合は22,500円以内）

2 契約事務等の不備

令和5年度の契約事務等における不備は次のとおりである。

(1) 不明確な実施要綱及び仕様書

実施要綱及び仕様書で活動を支援するサークルの要件等を定めているが、実施回数は「原則として1回あたり2時間を単位として、1年間に延べ20回以上」、児童と保護者の参加数は「概ね年度内において5組以上」など抽象的な規定となっていた。

(2) 不十分な委託料の積算

委託料（1サークルにつき、年間45,000円以内）は、平成12年度に会場使用料や活動回数などから設定した35,000円に、社会情勢を考慮して令和5年度から光熱費10,000円を加算して積算したとのことであるが、業務実態を勘案すると各金額の根拠等は不十分と考える。

(3) 不適正な支出科目

実施要綱で委託目的を「地域で自主的に活動する子育てサークルに対して活動支援を行う」と定めており、また委託先のサークル活動は当該業務の委託料以外のサークル会員から徴収し

た会費などを含めて一体的に管理されていることなどから、委託料ではなく補助金での支出が
適当と考える。

3 履行確認等の不備

サークルから市に提出された令和5年度の収支決算書（領収書含む）は次図のとおりである。

＜子育てサークル育成事業収支決算書等＞		
令和5年度収支決算書（団体A）		
①	収入の部	
	内容	決算額（円）
	委託金	45,000
	会費	1,137,000 ⑬3,000 ×3人×11か月 ×2人×10か月 ×1人×9か月 ×1人×4か月 ×2人×1か月
	給食費	399,000 ③3,500 ×10人×11か月 ×1人×4か月
	保険料	16,800 保険料⑧800×21人
	入会金	15,000 ③3,000×5人
	教材費	22,000 ②2,000×11人
	前年度繰越金	18,912 ④
	合計	1,653,712
②	支出の部	
	内容	決算額（円）
	施設使用料	85,600 ⑧800×107日
	光熱水費	24,000 電気代
	保険料	24,620 保険料 ⑧800×21人、①1,850×4人 システム料 ①140×3件
	講師謝礼	999,480 ④4,500×107日、③3,000×107日他
	教材費	770 おりがみ、色画用紙、リボン等
	雑費	63,696
	行事費	45,972 お別れ会プレゼント等
	給食費	399,000 食料費等
	繰越金	10,574 ④
	合計	1,653,712
令和5年度収支決算書（団体B）		
①	収入の部	
	内容	決算額（円）
	委託金	45,000
	会費	810,000 ④4,500×15人×12か月
	保険料	12,800 ⑧800×16人
	合計	867,800
⑤	支出の部	
	内容	決算額（円）
	施設使用料	144,000 パーキング ⑥600×20回×12か月
	保険料	12,800 ⑧800×16人
	講師謝礼	384,000 ②2,000×16回×12か月
	教材費	126,000 画用紙、折り紙、セロハンテープ、ボンド、 コップ他
	雑費	50,000 コピー代、インク代、ティッシュ
	母親カフェ代	24,000 コーヒー、紅茶、こぶ茶、緑茶他
	周辺宅御礼	20,000 菓子折り
	イベント代	60,000 おもち、豆、ひなあられ、Xマスプレゼント、 ハロウィン御礼他
	植木・砂場	27,000 砂、肥料他
	コロナ対策	20,000 消毒液、ペーパータオル他
	合計	867,800
領 収 書		
〇〇〇〇 様		
〇年〇月〇日		
③	★	¥10,000-
	但	（内訳の記載なし）
上記正に領収しました。		
内訳		
税抜き金額		（所在地） 尼崎市●●町●●●●
消費税額等（ % ）		（氏名） ●●●●●●●●

履行確認等における不備は次のとおりである。

(1) 不適正な履行確認

履行確認は実績報告書等で仕様書に従って業務が実施され、委託料が適正に使われたのか確認しなければならないが、各サークルから提出された収支決算書は市からの委託料以外の収入が混在しており（前図①）、委託料がどの経費に充てられていたのか確認できないなど不適正なものとなっていた。また、一部のサークルにおいて収支決算書の支出の部の欄に「雑費」と記載されているだけで備考欄が空白となっているもの（前図②）があったほか、収支決算書に添付すべき領収書の不足や支出内訳が明記されていない領収書（前図③）があるなど履行確認ができる状況でなかったにもかかわらず、そのまま精算を完了していた。

(2) 財源が不明な繰越金

契約書で「受託者は、委託業務完了後ただちに、第5条の委託料について精算し、残高があるときは、令和6年4月30日までに委託者に返還しなければならない」と定めているが、2つのサークルの収支決算書において、収入の部の「前年度繰越金」及び支出の部の「繰越金」に金額が計上されており（前図④）、そのうち1つのサークルはその繰越金が委託料の繰越なのかその他の収入の繰越なのか不明な状況となっていた。

(3) 不明瞭な委託料の使途

実施要綱等で委託料の対象経費を「(1) 指導者謝礼、会場借り上げ料、傷害保険料等の保育及び育児に要する経費、(2) その他教材用消耗品費、印刷費、写真代及び通信費等の事業に要する経費」と定めているが、一部のサークルの収支決算書において、支出の部に「母親カフェ代（コーヒ、紅茶等）」、「周辺宅御礼（菓子折り）」、「イベント代（おもち、豆、ハロウィン御礼等）」が記載されていた（前図⑤）。委託料をこれらの経費に充てることは不適正であるが、収支決算書にはサークル会員から徴収した会費なども含んでおり、どの収入が充てられたのか不明で適正に履行確認ができない状況となっていた。

4 課題

業務を委託する場合、市は業務内容を仕様書等で明確にするとともに適正な経費の積算を行う必要があるが、当該業務の仕様書等は不明確で委託料の積算根拠も不十分であった。また、サークルから提出された収支決算書には当該業務以外の会費などが含まれ、添付すべき領収書が不足している状態で精算を完了するなど所管課は適正に履行確認を行っていなかった。

これらの問題が生じた原因は、所管課が実施要綱や仕様書の内容等を十分に確認せず、委託料の積算根拠も不明確なまま前例踏襲で業務を行ってきたこと、さらに当然実施しなければならない業務の履行確認を怠ってきたことである。

【求める措置】

子育てサークル育成事業業務委託において多くの問題が生じていたが、これは委託者として当然実施しなければならない管理や履行確認などを怠っていたことが原因であり、職責の放棄と言っても過言ではない。また、当該業務は実態に鑑みるとサークル活動に対する財政支援であり、市が主体となって実施する業務委託とは言い難いとする。改めて事業目的や趣旨等を確認した上で適正に業務を執行するよう求める。

このほか、他の業務委託において契約事務の不備や必要書類の未受理といった事例等が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

さらに、子育てサークル育成事業及びファミリーサポートセンター運営事業においてPDCAサイクルを機能させるよう監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。（事務局改善要請事項）

(5) 公営企業局

対 象 組 織	上下水道部 経営企画課、お客さまサービス課、料金担当、水道維持担当、浄水センター
監 査 の 期 間	令和6年4月1日から令和7年2月27日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 経営企画課

(1) 組織の役割

水道及び工業用水道に係る事業計画の総合的な企画立案及び調整、広域水道、料金制度、上下水道に係る広報及び広聴業務等を行う。

(2) 主な監査対象事務

事務事業名	令和6年度当初予算(千円)	
広報及び広聴に関すること		8,545
料金制度に関すること		4,000
W e b サイト広告料	収入	66

2 お客さまサービス課

(1) 組織の役割

上下水道のサービスの向上に係る施策の企画立案、給水装置工事等の徴収、貯水槽水道の指導、量水器、応急給水などに関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事務

事務事業名	令和6年度当初予算(千円)	
給水装置工事及び当該工事に係る諸収入の徴収	収入	253,745
	支出	54,324
水道の量水器に関すること		225,983
分水に関すること		5,685

3 料金担当

(1) 組織の役割

水道料金や下水道使用料等に係る徴収及び債権管理、サービスの向上に係る施策の企画立案業務を行う。

(2) 主な監査対象事務

事務事業名	令和6年度当初予算(千円)	
水道料金、下水道使用料等に係る債権管理に關すること	収入	14,734,933
	支出	11,517
水道料金及び修繕料の徴収に關すること		411,467
水道料金、修繕料及び下水道使用料の徴収制度に關すること		402,644
水道の給水契約及び下水道の使用開始、廃止等の届出に關すること		32,025

4 水道維持担当

(1) 組織の役割

導水管・配水管の維持管理及び漏水修繕、給水装置の修繕、災害時の応急復旧に係る業務を行う。

(2) 主な監査対象事務

事務事業名	令和6年度当初予算(千円)	
導水管・配水管・給水装置の修繕及び受託による移設に關すること		235,036
導水管及び配水管の維持管理に關すること		68,533
漏水調査及び漏水防止対策に關すること		15,229

5 浄水センター

(1) 組織の役割

水道及び工業用水道の受水・配水計画、取水・浄水・配水の運転管理、取水場・浄水場の維持管理や水質検査等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事務

事務事業名	令和6年度当初予算(千円)	
工業用水道の取水場並びに共同施設の取水場及び配水場の施設の維持管理に關すること		623,390
水道の取水場及び浄水場の施設の維持管理に關すること		452,078
共同施設の関係事業体との連絡調整に關すること	収入	342,885
水道の取水、導水、浄水及び配水の運転管理に關すること		91,028

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

委員改善要請事項

<水道料金等に係る収納率の公表数値等の誤り及び目標値の設定について>

〔料金担当〕

1 本市の債権管理の取組

本市では尼崎市債権管理推進計画（令和元年度から4年度まで）（以下「第1次債権計画」という。）に続き、5年度から9年度までを計画期間とする第2次尼崎市債権管理推進計画（以下「第2次債権計画」という。）が策定され、市全体で適正な債権管理を推進している。水道料金は第1次債権計画及び第2次債権計画、下水道使用料は第1次債権計画において特定債権（尼崎市債権管理推進会議による取組の進捗確認の対象となる債権）として市長が指定し、所管課は毎年度、債権管理の取組や実績等を記載した債権管理推進シートを作成・更新している。

なお、各債権計画は市ホームページで公表されており、債権管理推進シートはその中の一項目で第2次債権計画では令和3年度までの収納率等の実績値と5年度から9年度までの目標値などが記載されている。

2 債権管理推進シートにおける債権の収納実績

債権管理推進シートに記載されている水道料金及び下水道使用料の調定額や収入済額等の実績値の年度推移は次表のとおりである。水道料金に係る数値は尼崎市債権管理推進会議での報告値で、令和元年度から3年度までの数値（実績値）は第2次債権計画において公表されている。また、下水道使用料に係る数値は下水道使用料の特定債権の指定が第1次債権計画のみであるため、令和4年度までが尼崎市債権管理推進会議での報告値で、5年度以降は所管課が管理のために作成している債権管理推進シートの数値である。

<水道料金の収納実績推移> (単位：千円・%)

年度	現年度分				滞納繰越分				
	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
R1	8,729,158	8,665,520	63,638	99.27	310,290	233,510	76,780	75.26	14,736
R2	7,759,821	7,709,876	49,946	99.36	301,309	230,066	71,243	76.36	9,486
R3	8,679,740	8,628,617	51,122	99.41	280,405	206,861	73,545	73.77	7,840
R4	7,911,602	7,869,035	42,567	99.46	285,321	222,111	63,210	77.85	7,905
R5	8,572,282	8,534,755	37,526	99.56	334,704	275,637	59,067	82.35	5,139

<下水道使用料の収納実績推移> (単位：千円・%)

年度	現年度分				滞納繰越分				
	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
R1	6,133,679	6,062,419	71,260	98.84	240,596	185,337	55,259	77.03	10,611
R2	5,212,945	5,159,025	53,919	98.97	232,244	174,377	57,867	75.08	8,360
R3	6,182,334	6,128,752	53,583	99.13	209,129	165,449	43,680	79.11	8,014
R4	5,621,537	5,576,699	44,839	99.20	203,094	164,401	38,693	80.95	8,268
R5	6,128,923	6,049,097	79,826	98.70	206,188	170,165	36,023	82.53	11,308

3 公表数値等の誤りと不適正な債権管理目標値

(1) 債権管理推進シートの数値誤り

所管課が水道料金等の収納を管理している業務システムと債権管理推進シートの調定額等の数値を突合したところ、債権管理推進シートの滞納繰越分の数値に誤りがあった。業務システムの数値で訂正した場合の水道料金及び下水道使用料の滞納繰越分の調定額等は次のとおりである。

<水道料金（滞納繰越分）の収納実績推移>

(単位：千円・％・ポイント)

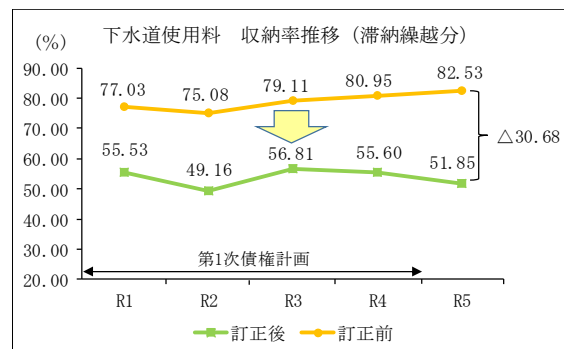
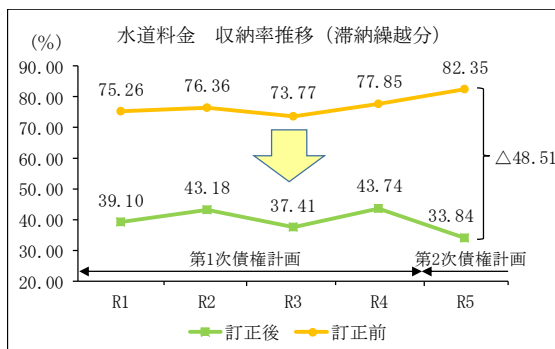
年度	訂正後（監査事務局試算）			訂正前（債権管理推進シート）			差引		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
R1	126,066	49,286	39.10	310,290	233,510	75.26	△ 184,224	△ 184,224	△ 36.16
R2	125,395	54,147	43.18	301,309	230,066	76.36	△ 175,914	△ 175,919	△ 33.17
R3	109,367	40,913	37.41	280,405	206,861	73.77	△ 171,038	△ 165,948	△ 36.36
R4	112,356	49,146	43.74	285,321	222,111	77.85	△ 172,966	△ 172,966	△ 34.10
R5	97,052	32,846	33.84	334,704	275,637	82.35	△ 237,652	△ 242,791	△ 48.51

<下水道使用料（滞納繰越分）の収納実績推移>

(単位：千円・％・ポイント)

年度	訂正後（監査事務局試算）			訂正前（債権管理推進シート）			差引		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
R1	124,247	68,989	55.53	240,596	185,337	77.03	△ 116,349	△ 116,349	△ 21.51
R2	113,811	55,944	49.16	232,244	174,377	75.08	△ 118,433	△ 118,433	△ 25.93
R3	101,144	57,464	56.81	209,129	165,449	79.11	△ 107,985	△ 107,985	△ 22.30
R4	87,144	48,451	55.60	203,094	164,401	80.95	△ 115,951	△ 115,951	△ 25.35
R5	74,807	38,784	51.85	206,188	170,165	82.53	△ 131,381	△ 131,381	△ 30.68

注：調定額は漏水認定等による調定減等を考慮した後の額である。



訂正後の水道料金及び下水道使用料の収納率は訂正前に比べ、どちらも全ての年度で大きく低下している。令和5年度の収納率をみると、水道料金では訂正前の数値から約49ポイント低下し33.84%、下水道使用料は約31ポイント低下し51.85%となっている。

債権管理推進シートの滞納繰越分において数値誤りが生じた原因は次のとおりである。

ア 収入済額（一部）等の二重計上【水道料金・下水道使用料】

公営企業会計では水道料金及び下水道使用料ともに、現年度分の調定のうち収納した日が次年度になる場合は滞納繰越分として取り扱っている。債権管理推進シートは一般会計の年度区分の考え方で作成されており、所管課はその年度区分に合わせるため、次年度の5月末までの収入済額のうち、6期目分の期限内納付分を滞納繰越分ではなく現年度分に区分して計上した。しかしながら、現年度分に区分変更した調定額及び収入済額を滞納繰越分から控除しなかったため、二重計上となった。

< 債権管理推進シートにおける水道料金の調定額及び収入済額の計上に関するイメージ図 >

			令和N年度							令和N+1年度							
			4月	5月	6月	7月	...	2月	3月	4月	5月	6月	7月	...	2月	3月	
令和 N年度	現年度分	調定	1期		2期		...		6期				N年度の調定分(現年度分)のうちN+1年5月未までの期限内納付分をN年度の収入済額(現年度分)に区分変更				
	収入		1期		2期		...		6期								
	滞納繰越分	収入															
令和 N+1年度	現年度分	調定									1期	2期		...		6期	
	収入											1期	2期		...		
	滞納繰越分	収入									6期						

イ その他の計上誤り【水道料金】

- (ア) 令和2年度において収入済額に5千円を過剰に計上していた。
- (イ) 令和3年度において平成26年度以前の調定額5,212千円及び収入済額121千円をその年度のみ二重に計上していた。
- (ウ) 令和5年度において調定額が当該年度の不納欠損額5,139千円を控除した額となっていた。

これらの誤りは債権に係る年度区分や数値の意味を正確に理解せず、前例踏襲で事務を行っていたことなどによるものとする。

(2) 不適正な目標値の設定

第1次債権計画及び第2次債権計画等における水道料金及び下水道使用料の収納率の目標値の設定方法等は次のとおりである。

< 水道料金の目標値の推移 >

(単位：%)

	第1次債権計画				第2次債権計画				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現年度分	99.37	99.38	99.39	99.40	99.41	99.41	99.41	99.41	99.41
滞納繰越分	74.34	74.74	75.14	75.54	75.94	76.24	76.54	76.84	77.14
【設定方法】									
現年度分									
(R1～R4) 中核市の平均収納率99.36%を上回る99.40%をR4に達することを目標に設定									
(R5～R9) 中核市の平均収納率を上回っている状況等からR3実績値(99.41%)を目標値に設定									
滞納繰越分									
(R1～R4) 直近5か年の実績等を踏まえ、毎年度0.4ポイント上昇させることを目標に設定									
(R5～R9) 過去の動向を踏まえ、毎年度0.3ポイント上昇させることを目標に設定									

< 下水道使用料の目標値の推移 >

(単位：%)

	第1次債権計画				第2次債権計画				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現年度分	99.04	99.19	99.24	99.25	99.26	99.13	99.13	99.13	99.13
滞納繰越分	87.37	87.57	87.77	87.97	77.83	78.13	78.43	78.73	79.03
【設定方法】									
現年度分									
(R1～R4) 中核市の平均収納率98.98%を上回る99.25%をR4に達することを目標に設定									
(R5) 前年度の目標値から0.01ポイント上昇させることを目標に設定									
(R6～R9) 中核市の平均収納率を上回っている状況等からR3実績値(99.13%)を目標値に設定									
滞納繰越分									
(R1～R4) 直近5か年の実績等を踏まえ、毎年度0.2ポイント上昇させることを目標に設定									
(R5) 過去の実績値を踏まえ、77.83%を目標値に設定									
(R6～R9) 過去の動向を踏まえ、毎年度0.3ポイント上昇させることを目標に設定									

注：債権管理推進シート及び所管課へのヒアリング等により監査事務局が作成

第2次債権計画期間（令和5年度から9年度まで）の現年度分の目標値は水道料金、下水道使用料（5年度を除く）とともに令和3年度の実績値としている。また、滞納繰越分の目標値

は水道料金では第 1 次債権計画の目標値に過去の上昇率の実績を加算（毎年度加算）して設定、下水道使用料では過去の実績等から令和 5 年度の目標値を定め、そこに過去の上昇率の実績を加算（毎年度加算）して設定している。このように現在の目標値には収納率向上や収入未済額削減の各取組効果が数値として組み込まれておらず、その取組実績の検証ができないことから、これらの目標値の設定は適正とは言い難いとする。

4 課題

水道事業及び下水道事業は独立採算制であり、負担の公平性の観点からも水道料金及び下水道使用料の徴収には、より適正な管理が求められる。しかしながら、第 1 次債権計画及び第 2 次債権計画期間における水道料金及び下水道使用料の管理において、次の課題がある。

- (1) 債権に係る年度区分や数値の意味を正確に理解せず、前例踏襲で事務を行っていたことなどにより、債権管理推進シートにおいて滞納繰越分の収納率等の数値を誤って計上していた。
- (2) 収納率の目標値をこれまでの実績値とするなど、目標値に収納率向上等の各取組効果を具体的な数値として組み込んでおらず、各取組実績の検証ができない目標値の設定となっていた。

【要請の内容】

所管課は公表数値等の誤りを速やかに訂正することは当然として、改めて債権に係る年度区分や数値の意味を正確に理解するとともに、組織としてのチェック機能が適切に働く再発防止策を講じること、また収納率の向上及び収入未済額の削減に向けた各取組の効果を具体的な数値として組み込んだ目標値を設定し、取組実績を検証できるような仕組みを構築することにより適正な債権管理を行うよう要請する。

このほか、近接旅費の支給誤りについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。
(事務局措置要求事項)

さらに、効果的な広報活動等の実施や水道料金徴収等業務委託におけるインセンティブ制度の再整理など、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

令和 6 年度 財務・行政監査（工事監査） 〔監査の実施手順〕

令和 6 年度工事監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査対象工事の選定

財務・行政監査の対象組織に限定せず全ての部局を対象に令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに完成（契約終了）した工事又は令和 6 年 4 月 1 日時点で契約期間中の工事のうち契約金額 1,000 万円以上のものを抽出した上で、“3E”（有効性、効率性、経済性）の視点等を重視して次に掲げる観点でリスク評価を行い、監査対象工事を 10 件選定する。

(1) 有効性の観点

有効性についてのリスクが低いと考えられる工事（原状回復が目的である修繕や更新工事等）を除き、当初目的とした効果が得られていないといったリスクが高いと考えられる工事を選定する。

(2) 経済性の観点

当初計画の妥当性、設計変更の妥当性を確認するため、当初の契約額からの変更率が高い工事や変更回数が多い工事を選定する。

予定価格の算定の妥当性を確認するため、落札率の高い工事を選定する。

(3) 効率性、その他の観点

工事発注の効率性を確認するため、同一所管での同様な工事を選定する。

2 監査における着眼点の設定

実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、工事ごとに次の各段階において業務が適正・適切に行われているかについて、合规性・正確性に“3E”の観点を加えて本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

下記に各段階の主な着眼点を示す。

(1) 計画

実施時期、実施規模は適切か。

(2) 設計・積算

法令等に適合しているか。事業目的に対し有効なものとなっているか。

(3) 施工・監理監督

仕様書等で定められた書類が適切に提出されているか。施工計画書が現場の状況に対し有効なものとなっているか。

(4) 現地確認

現場標識等が適切に設置されているか。事業目的に対し有効な仕上がりとなっているか。

また、令和 6 年度の重点調査項目として、上記「1 監査対象工事の選定」に掲げる観点を踏

まえて次のとおり設定する。

- ・長寿命化計画※の目的に対する有効性
- ・設計変更の妥当性
- ・高落札率工事に対する価格算定の妥当性
- ・工事発注の効率性

※公共施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」

3 本調査の実施

2で設定した着眼点を中心に、工事関係図書の調査、現地調査、担当者等への質問等を行い、事実を検証する。これらの業務は公益社団法人大阪技術振興協会へ委託して実施し、監査においてその技術上の意見を参考とする。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象組織の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

5 現場実査の実施・委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、現場実査を行い、その後必要に応じて委員監査会を開催する。

工 事 監 査

監 査 の 期 間	令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 2 月 27 日まで
-----------	-----------------------------------

第 1 監査対象工事

No.	工事名	契約金額 (円)	重点調査項目	施設所管組織	工事所管組織
1	地域総合センター 南武庫之荘大規模 改修工事	109,549,000	長寿命化計画 の目的に対す る有効性	総合政策局 文化・人権担当 地域総合センター担当	資産統括局 技術監理部 建築課
2	地域総合センター 南武庫之荘大規模 改修工事のうち電 気設備工事	59,334,000			資産統括局 技術監理部 設備・予防保全担当
3	地域総合センター 南武庫之荘大規模 改修工事のうち機 械設備工事	39,391,000			資産統括局 技術監理部 設備・予防保全担当
4	新名月橋補修工事	40,750,600	設計変更の妥 当性	都市整備局 土木部 橋りょう維持担当	
5	南塚口 2 号線外 1 路線道路整備工事	64,130,000		都市整備局 土木部 道路整備担当	
6	又兵衛抽水場改築 工事	57,743,400		都市整備局 土木部 河港課	
7	中央中屋内運動場 等屋上防水整備工 事	27,016,000	高落札率工事 に対する価格 算定の妥当性	教育委員会事務局 管理部 施設課	
8	成徳小・成文小マ ンホールトイレ設 置工事	16,705,700	工事発注の効 率性	公営企業局 下水道担当 下水道建設課	
9	第 2 工場 1 期定期 整備工事	72,050,000		経済環境局 環境部 クリーンセンター	
10	第 2 工場 2 期定期 整備工事	66,550,000			

第2 監査の結果

工事監査一覧表

No.	工事名 (工事場所)	工事概要	契約期間	重点調査項目 の観点	監査結果	
1	地域総合センター南武庫之荘大規模改修工事 (尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号)	【長寿命化工事】 屋上防水、屋根、外壁、建具、内装、塗装、屋外施設の改修工事	R5. 7. 7 R6. 3. 15	長寿命化計画の目的に対する有効性	約40年経過した施設の改修であり、第1次尼崎市公共施設保全計画に規定されている耐用年数（外壁15～30年等）を勘案して工事実施時期は妥当である。加えて、バリアフリーの導入や高架水槽の撤去による耐震性の向上の取組も行うなど、実施された工事は同計画の目的に対して有効であり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
2	地域総合センター南武庫之荘大規模改修工事のうち電気設備工事 (尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号)	【長寿命化工事】 受変電設備、動力設備、電灯設備、拡声設備、火災報知設備、映像音響設備の改修工事	R5. 7. 10 R6. 3. 3	長寿命化計画の目的に対する有効性	約40年経過した施設の改修であり、第1次尼崎市公共施設保全計画に規定されている耐用年数（受変電設備25～30年等）を勘案して工事実施時期は妥当である。加えて、LED照明導入等により施設の電気設備に関するライフサイクルコスト低減が図られるなど、実施された工事は同計画の目的に対して有効であり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
3	地域総合センター南武庫之荘大規模改修工事のうち機械設備工事 (尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号)	【長寿命化工事】 空調設備、衛生設備、給排水設備、給湯設備、ガス設備の改修工事	R5. 8. 29 R6. 3. 15	長寿命化計画の目的に対する有効性	約40年経過した施設の改修であり、第1次尼崎市公共施設保全計画に規定されている耐用年数（給排水衛生設備15～25年等）を勘案して工事実施時期は妥当である。加えて、トイレのバリアフリー改修が実施されるなど、実施された工事は同計画の目的に対して有効であり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
4	新名月橋補修工事 (尼崎市尾浜町2丁目地先)	【長寿命化工事】 橋面舗装、橋面防水、区画線、橋梁付属物、高欄の改修工事（橋長37m幅員11.3m）	R5. 11. 28 R6. 3. 31	設計変更の妥当性	重点調査項目について、現在の設置基準より高さが低い防護柵（高欄）を高いものに取り替える設計変更が行われた。高欄の取替えは、橋梁を利用する市民の安全性向上に資することから、今後は状況に応じ長寿命化工事と併せて一体的に実施することを検討するよう監査事務局から要請した。	事務局 改善要請
5	南塚口2号線外1路線道路整備工事 (尼崎市南塚口町2丁目地内)	【道路整備工事】 車道舗装、歩道舗装、区画線、排水構造物の整備工事（施工延長150m幅員8.3m）	R5. 9. 1 R6. 4. 30	設計変更の妥当性	道路排水構造物の施工範囲の追加や夜間工事への変更等の設計変更については、いずれも関係先との調整によるものや工事過程で必要となるやむを得ないものであり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正

No.	工事名 (工事場所)	工事概要	契約期間	重点調査項目 の観点	監査結果	
6	又兵衛抽水場改築工事 (尼崎市大浜町1丁目7番地の1)	【解体工事】 建築部分、土木部分、プラント（機械・電気）の解体工事	R5. 5. 29 R6. 3. 30	設計変更の妥当性	約50年を経過した既設抽水場の解体撤去工事は、予期できない地中障害物の確認や不明な流水の発生など、施工上のトラブル等に対応するもので、設計変更はやむを得ず、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
7	中央中屋内運動場等屋上防水整備工事 (尼崎市東七松町2丁目5番67号)	【屋上防水工事】 中央中学校の体育館及び武道場の屋上防水工事	R5. 11. 27 R6. 3. 10	高落札率工事に対する価格算定の妥当性	防水材の価格算定について、仕様書の内容に沿って設計単価を細かく積算し適切に行っている。また入札時、最低制限価格以下の入札者もあったことなどから、予定価格、最低制限価格の設定額は妥当であり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
8	成徳小・成文小マンホールトイレ設置工事 (尼崎市蓬川町302番地の2他1箇所)	【災害時用設備設置工事】 成徳小学校・成文小学校のマンホールトイレ設置工事（各校一般用5基と多目的用1基）	R6. 2. 5 R6. 4. 30	工事発注の効率性	尼崎市工事施行規程に基づき施工中は現場代理人を常駐させる必要があり、同一工事において、複数の場所で同時に工事を行うことはできない。そのため、学校の休業期間内という工期の制約がある中、工期の長い工事を個別発注することは妥当であり、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
9	第2工場1期定期整備工事 (尼崎市東海岸町16番地の1)	【定期整備工事】 尼崎市立クリーンセンター第2工場の焼却施設及び機器の定期整備工事	R5. 5. 15 R5. 7. 29	工事発注の効率性	令和12年度の第2工場廃止に向けた整備計画に基づき例年3期に分けて整備工事を行い、1期が終わるごとに次期の整備工事の内容を決定している。一括発注しても経費減少が見込めないこと等を踏まえ、現在の工事発注方法はやむを得ず、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正
10	第2工場2期定期整備工事 (尼崎市東海岸町16番地の1)	【定期整備工事】 尼崎市立クリーンセンター第2工場の焼却施設及び機器の定期整備工事	R5. 9. 1 R5. 10. 21	工事発注の効率性	令和12年度の第2工場廃止に向けた整備計画に基づき例年3期に分けて整備工事を行い、1期が終わるごとに次期の整備工事の内容を決定している。一括発注しても経費減少が見込めないこと等を踏まえ、現在の工事発注方法はやむを得ず、重点調査項目の観点を含め問題は認められなかった。	適正

監査の結果、対象工事の所管組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、現在の設置基準より高さが低い防護柵（高欄）の取替工事については、橋梁を利用する市民の安全性向上に資することから、今後は状況に応じ長寿命化工事と併せて一体的に実施することを検討するよう監査事務局から橋りょう維持担当に対し改善を要請した。

（事務局改善要請事項）

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

令和 6 年度 出資団体等監査及び指定管理者監査 〔監査の実施手順〕

令和 6 年度出資団体等監査及び指定管理者監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査重点項目の設定

監査対象となる団体ごとに着目すべき項目が異なることから重点項目は設けない。

2 監査対象団体の選定

出資団体等（出資団体、財政援助団体）及び指定管理者から、過去の監査実施状況等を考慮して監査対象団体を選定する。

(1) 出資団体等監査

ア 財政援助団体監査

一般財団法人尼崎市職員厚生会

（団体所管組織： 総務局 人事管理部 給与課）

イ 出資団体監査

公益財団法人尼崎健康医療財団

（団体所管組織： 保健局 保健部 保健企画課）

(2) 指定管理者監査

ア 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎

〔 管理する施設： 尼崎市立すこやかプラザ 〕

〔 施設所管組織： こども青少年局 こども福祉課 〕

イ 尼崎市剣道連盟

〔 管理する施設： 尼崎市立城内青少年体育道場 〕

〔 施設所管組織： こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課 〕

ウ 尼崎市スポーツ少年団

〔 管理する施設： 尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場 〕

〔 施設所管組織： こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課 〕

3 監査における着眼点の設定

監査の種類ごとにリスク仮説を設定し（□内に表示）、そのリスク仮説に基づいて実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象団体・団体所管組織・施設所管組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、リスク仮説ごとに合规性・正確性に“3E”（有効性、効率性、経済性）の観点を加えて、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

各着眼点を設定した対象団体の略称を（ ）内に記載している。

厚生会： 一般財団法人尼崎市職員厚生会

財 団： 公益財団法人尼崎健康医療財団

みらい： 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎

連 盟： 尼崎市剣道連盟

少年団： 尼崎市スポーツ少年団

(1) 財政援助団体監査（厚生会）

基本財産に係る出資の経緯が明らかではない

【着眼点】

ア 文書の作成、引継ぎ、保管が適切にされているか。

補助金の算定及び補助金交付に係る事務処理が適切に行われていない

【着眼点】

ア 補助金の交付手続は適切に行われているか。

イ 精算の処理は適切か。

ウ 正味財産増減計算書における科目は適切に設定されているか。

受託業務に係る事務が適切に行われていない

【着眼点】

ア 一者特命随意契約とする理由が妥当か。

イ 受託業務において、手続や書類の保存等は適切に行われているか。

ウ 事務の流れの中で、複数職員によるチェックがされているか。

エ 個人情報の管理が適切に行われているか。

(2) 出資団体監査（財団）

財団の組織ガバナンスが適切に機能していない

【着眼点】

ア 理事会の開催運営は法令・定款に準拠して適切に行われているか。

イ 事業報告書等は法令及び定款に準拠して適切に作成され、また事務所への備え置きがされているか。

財団の経営が適切に行われていない

【着眼点】

ア 今後の財団運営の方針について

イ 現金・金券類及び固定資産の管理は適切に行われているか。

ウ 財団における個人情報の取扱いは適切に行われているか。

エ ホームページの管理は適切に行われているか。

補助金及び人的支援に係る事務等に不備がある

【着眼点】

ア 補助金申請及び精算に係る事務処理は適切に行われているか。

イ 保健局参与及び健康医療財団担当課長に係る勤務内容と身分は適切か（派遣職員とする必要はないか）。

公益目的事業が適切に実施されていない

【着眼点】

- ア 検診事業の収支悪化の原因は何か。また、今後の対応は適切に検討されているか。
- イ 健康増進事業の赤字が続いている要因は何か。
- ウ 看護専門学校の新設等に係る財団の対応は適切に行われているか。
- エ 看護専門学校に係る学校評価は適切に実施されているか。

収益事業等が適切に実施されていない

【着眼点】

- ア 急病診療所事業の移転及び運営移管に向けた準備は適切に行われているか。
- イ 急病診療所事業の運営移管に伴う収支への影響はどの程度あるのか。
- ウ 介護保険事業の収支悪化の原因は何か。

土地貸付けに係る事務に不備がある

【着眼点】

- ア 休日夜間急病診療所の移転に伴う、建物の解体及び土地の返還等に向けた検討は適切に行われているか。

(3) 指定管理者監査（みらい、連盟、少年団）

協定書等が指定管理者制度の趣旨を踏まえた内容となっていない

【着眼点】

- ア 指定管理者の選定方法は適切か。（連盟、少年団）

協定書等に必要な事項の定めがない、又は報告事項が適切に報告されていない

【着眼点】

- ア 協定書等に必要な事項は定められているか。（みらい）
- イ 報告事項は協定書等に定めたとおり、適切に報告されているか。（みらい、連盟、少年団）
- ウ 指定管理者への対応は適切か。（みらい）

事業運営等が適切になされていない

【着眼点】

- ア 関係条例等の設置趣旨等に沿って正しく管理運営しているか。（みらい、連盟、少年団）
- イ 現金や個人情報の保管等は適切に行われているか。（みらい）
- ウ 選定委員会からの要望に積極的に取り組んでいるか。（みらい）
- エ 施設の利用に関して、正しく許可業務等を行っているか。（連盟、少年団）
- オ 個人情報の管理は適切に行われているか。（連盟、少年団）

収支報告書の内容が適切でない。また、収支報告書が業務の実態把握に活用されていない

【着眼点】

- ア 指定事業と自主事業の区分及び手続等は、制度の趣旨に照らして適切に行われているか。（みらい）
- イ 収支報告書の内容は適切か。（みらい、連盟、少年団）

- ウ 収支報告書を業務の実態把握に活用しているか。(みらい、連盟、少年団)
- エ 指定管理料の内訳の項目間の流用について市と協議が行われているか。(連盟)

モニタリング（監視・評価・是正）が適切に行われていない

【着眼点】

- ア 施設所管組織によるモニタリング評価は適切な評価項目に基づき行われているか。
(みらい、連盟、少年団)
- イ 正しくモニタリング評価が行われているか。(みらい、連盟、少年団)
- ウ 評価結果等を踏まえ、是正は適切に行われているか。(みらい、連盟、少年団)

4 本調査の実施

3で設定した着眼点を中心に、対象団体、団体所管組織、施設所管組織、制度所管組織の担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

5 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から団体所管組織、施設所管組織、必要に応じ対象団体、制度所管組織の所属長（又は責任者）に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

6 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。

一般財団法人尼崎市職員厚生会

対 象 団 体	一般財団法人尼崎市職員厚生会
団 体 所 管 組 織	総務局 人事管理部 給与課
監 査 の 期 間	令和 6 年 4 月 4 日から令和 7 年 2 月 27 日まで

第 1 監査の対象

監査の対象は、令和 5 年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて令和 4 年度以前及び 6 年度についても対象とする。

- ① 尼崎市が対象団体に交付した補助金に係る出納その他の執行事務
- ② 団体所管組織の執行事務のうち、当該団体に交付する補助金に係る事務
- ③ 団体所管組織の執行事務のうち、当該団体に対する業務委託に係る事務

第 2 概要

1 対象団体

名称	一般財団法人尼崎市職員厚生会	
所在地	尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号尼崎市役所内	
設立目的	会員の福祉の増進と福利厚生の実を図り、もって尼崎市行政の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的とする。	
組織	役 員：評議員 10 人（市職員 5 人、組合選出 5 人）、 理事長 1 人（市職員）、副理事長 1 人（市職員）、 常務理事 1 人（市職員）、理事 7 人（市職員 2 人、組合選出 5 人）、 監事 2 人（市職員 1 人、組合選出 1 人） 職 員：5 人（正規職員 3 人、非常勤職員 2 人） 会員数：2,837 人 （令和 6 年 3 月末日現在）	
市との関係	出えん金	—
	役員の兼務	評議員（市職員、組合選出）、理事長（市職員）、 副理事長（市職員）、常務理事（市職員）、 理事（市職員、組合選出）、監事（市職員、組合選出）
	その他	当該団体の要請に基づき、市職員 0B を事務局長に斡旋するとともに、その人件費相当分を補助金として交付している。
事業内容	1 会員の福利厚生に関する給付、共済その他の事業 2 福利厚生施設の管理運営 3 尼崎市からの福利厚生に関する事業の受託 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

注：表中の組合選出は、尼崎市職員労働組合から選出された組合員を示す

2 財政援助に係る補助金の概要

(1) 固有職員人件費補助金

ア 外郭団体等への幹旋等

外郭団体等の役職員については、各団体の主体的な判断のもとに採用・雇用されているが、適材が得られない等の理由により団体から市に対して要請があれば、その必要性や妥当性を判断する中で、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に基づく現職職員の派遣や、派遣と同様の効果をもたらすものとして、市職員 OB（退職する予定の者・退職した者）の幹旋を行っている。

イ 幹旋した市職員 OB の業務内容

一般財団法人尼崎市職員厚生会（以下「厚生会」という。）の事務局長は市の元部長級職員が担っており、事業を実施するに当たって、厚生会の運営事務のほか、市との横断的な連携及び総合調整等を行っている。

ウ 交付根拠

尼崎市職員の厚生制度に関する条例第 4 条第 2 項では「市は、厚生団体に対し、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。」と定めており、厚生会の事務局運営の安定的な体制維持に寄与するため、固有職員（プロパー職員）の人件費について補助を行っている。

なお、令和 5 年度の人件費補助上限額は、給与課から発出された「令和 5 年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について（通知）」により設定されている。

エ 交付手続（令和 5 年度）

交付申請	交付決定	交付請求	補助金交付	実績報告提出
令和 5 年 6 月 5 日	令和 5 年 6 月 13 日	令和 5 年 6 月 14 日 令和 5 年 10 月 4 日	令和 5 年 6 月 30 日 令和 5 年 10 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日

オ 収支状況

（単位：円）

区分	科目	金額		
		令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度増減
収入	補助金等収入 尼崎市補助金収入 (a)	7,951,000	7,853,000	△ 98,000
支出	人件費 (b)	7,853,515	7,854,649	1,134
	精算額 (c)	7,853,515	7,853,000	△ 515
	交付額 (a)	7,951,000	7,853,000	△ 98,000
	返還額 (a)－(c)	97,485	0	△ 97,485

注：令和 5 年度の精算額(c)については、支出が人件費補助上限額である交付額を上回ったため交付額(a)と同額となっている

第3 監査の結果

監査の結果、対象団体及び団体所管組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、団体の文書規則に則った文書の保管ができていない事例や業務で取り扱う個人情報に適正に管理されていないといった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象団体及び団体所管組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

さらに、補助金交付に係る要綱が未整備であることから、一連の事務処理の詳細を定めた要綱や事務マニュアル等の整備を行うよう監査事務局から団体所管組織に対し改善を要請した。（事務局改善要請事項）

出資団体監査

公益財団法人尼崎健康医療財団

対 象 団 体	公益財団法人尼崎健康医療財団
団 体 所 管 組 織	保健局 保健部 保健企画課
監 査 の 期 間	令和 6 年 4 月 4 日から令和 7 年 2 月 27 日まで

第 1 監査の対象

監査の対象は、令和 5 年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて令和 4 年度以前及び 6 年度についても対象とする。

- ① 対象団体における出納その他の執行事務
- ② 対象団体及び財政援助の所管組織の執行事務のうち、当該団体に係る事務

第 2 概要

1 対象団体

名 称	公益財団法人尼崎健康医療財団	
所在地	尼崎市南塚口町 4 丁目 4 番 8 号	
設立目的	健康の増進及び疾病の予防に関する事業を推進するとともに、休日・夜間の急病診療の確保及び看護師の養成を図り、もって地域住民の健康の増進と医療の充実に寄与することを目的とする。	
組 織	役 員：評議員 8 人（市職員 1 人を含む。） 理事長 1 人（副市長）、副理事長 1 人、常務理事 1 人、 理事 3 人（市職員 1 人を含む。）、監事 2 人（市職員 1 人を含む。） 職 員：111 人（正規職員 57 人、業務職員 22 人、嘱託職員 29 人、臨時職員 3 人） （令和 6 年 3 月末日現在）	
市との関係	出えん金	147,500 千円（50.0%）
	役員の兼務	評議員（市職員）、理事長（副市長）、理事（市職員）、監事（市職員）
	その他	休日夜間急病診療所を令和 7 年度に市へ移管予定
事業内容	1 健康診断等に関する事業 2 健康の増進に関する事業 3 各種検査に関する事業 4 保健医療情報の提供に関する事業 5 休日及び夜間の急病診療に関する事業 6 看護師の養成に関する事業 7 介護保険に関する事業 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

沿革	昭和 48 年	財団法人尼崎医療センターを設立
	昭和 49 年	仮校舎にて高等看護学院、准看護学院を開校
	昭和 49 年	尼崎医療センターを竣工
	昭和 49 年	本校舎にて高等看護学院、准看護学院の授業を開始
	昭和 49 年	休日夜間急病診療所を開設（診療業務は市医師会に委託）
	平成 3 年	名称を財団法人尼崎健康・医療事業財団に変更
	平成 5 年	市民健康開発センターハーティ 21 を竣工
	平成 5 年	市民健康開発センターハーティ 21 診療所を開設
	平成 5 年	検査事業開始、検診事業及び健康回復事業を開始
	平成 12 年	介護保険による訪問リハビリテーションを開始
	平成 20 年	健康回復事業を健康増進事業に名称変更し、特定保健指導を開始。検診事業にて特定健診を開始
	平成 25 年	公益財団法人に移行し、名称を公益財団法人尼崎健康医療財団に変更
	平成 29 年	看護専門学校が新校舎に移転（水堂町から若王寺へ）

2 施設の概要

公益財団法人尼崎健康医療財団（以下「財団」という。）が所有し管理運営している施設の概要は次のとおりである。

市民健康開発センター ハーティ 21	竣工年月日	平成 5 年 8 月 31 日		
	建築面積	2,752.74 m ²	延床面積	10,247.54 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 地上 6 階地下 1 階建		
	所在地	尼崎市南塚口町 4 丁目 4 番 8 号		
	その他	市有地（土地貸付料：年額 9,055,329 円（2 分の 1 減免）） 5 階部分 1,250 m ² について、本市の衛生研究所に貸付け その他、尼崎市医師会及び兵庫県医療信用組合にテナント貸付け		
休日夜間急病診療所	竣工年月日	昭和 49 年 10 月 7 日		
	建築面積	886 m ²	延床面積	4,185.20 m ² （診療所は 841 m ² ）
	構造	鉄筋コンクリート造 6 階建（診療所は 1 階部分）		
	所在地	尼崎市水堂町 3 丁目 15 番 20 号		
	その他	市有地（土地貸付料：なし（全額減免）） 建物 2 階以上に看護専門学校旧校舎（現在不使用） 令和 7 年度に移転予定（予定地：旧市役所第 2 駐車場等）		
尼崎看護専門学校	竣工年	北館：昭和 44 年 南館：平成 5 年		
	建築面積	898.62 m ²	延床面積	3,740.04 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 5 階建		
	所在地	尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 1 号		
	その他	市有地（土地貸付料：年額 5,142,989 円（2 分の 1 減免））		

3 財政援助に係る補助金の概要

(1) 尼崎健康医療財団補助金（急病診療所運営補助金、小児救急医療電話相談補助金）

ア 目的

健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進するとともに、休日・夜間の急病診療の確保（２次救急体制整備及び小児救急医療電話相談等を含む。）及び看護師の養成を図る財団に対し運営費等を補助することにより、市民の健康増進、医療の充実と安全の確保を図る。

イ 対象

休日夜間急病診療所の運営費について、財団に毎年度生じる収支差額（赤字相当額）を補助している。あわせて、小児救急医療電話相談の運営についても補助を行っている。（経費内訳）

(ア) 急病診療所運営補助金 147,352,574 円

(イ) 小児救急医療電話相談補助金 2,750,000 円

ウ 交付根拠

補助金交付決裁（条例、要綱による根拠なし）

エ 交付手続（令和５年度）

交付申請	交付決定	交付請求	補助金交付	実績報告提出
令和５年４月１２日	令和５年４月１９日	令和５年４月２０日 令和５年５月９日 令和５年６月２９日 令和５年８月３１日 令和６年１月２５日	令和５年４月２８日 令和５年５月３１日 令和５年７月３１日 令和５年９月２９日 令和６年１月３１日	令和６年５月１日

オ 収支状況

（単位：円）

区分	科目	金額		
		令和４年度	令和５年度	対前年度増減
収入	事業収入	220,037,918	274,700,241	54,662,323
	その他事業収入	77,580	161,870	84,290
	補助金等収入	272,543,112	196,519,005	△ 76,024,107
	尼崎市補助金（a）	236,941,000	168,834,000	△ 68,107,000
	その他補助金（県・他市等）	35,602,112	27,685,005	△ 7,917,107
	合計（b）	492,658,610	471,381,116	△ 21,277,494
支出	事業費（人件費、委託料等）	438,319,187	450,980,072	12,660,885
	投資活動支出（器具備品購入）	330,000	1,582,894	1,252,894
	財務活動支出（リース債務）	138,252	86,724	△ 51,528
	合計（c）	438,787,439	452,649,690	13,862,251
精算額（d）=（a）－（b－c）		183,069,829	150,102,574	△ 32,967,255
交付額（a）		236,941,000	168,834,000	△ 68,107,000
返還額（a）－（d）		53,871,171	18,731,426	△ 35,139,745

注：概算払で補助金を交付し、年度終了後に精算を行っている

第3 監査の結果

監査の結果、対象団体においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

委員改善要請事項 1

<尼崎健康医療財団の検診事業の運営等について> [尼崎健康医療財団]

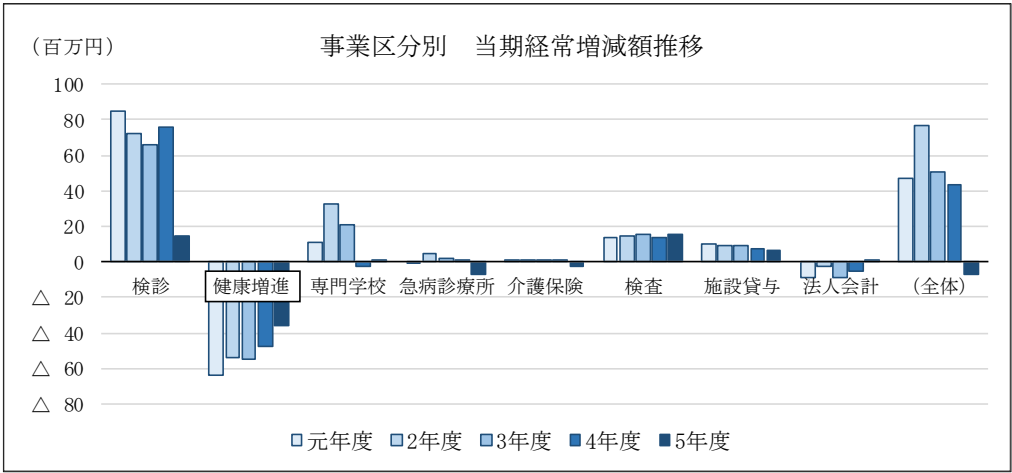
1 財団の収益構造

(1) 事業区分別の当期経常増減額

事業区分別の当期経常増減額（経常収益－経常費用）の推移は以下のとおりで、財団全体の収支は主として検診事業の黒字をもって健康増進事業の赤字を埋める構造となっている。両事業のうち、健康増進事業は従前から固定費負担が重いことに加えて、コロナ禍による施設の利用制限により多額の赤字が続いているが、令和5年度は5類変更による利用制限の緩和により改善し、赤字額は縮小している。これに対して、検診事業は後述の理由により、令和5年度は大幅な減収となっている。なお、財団全体の収支差額（黒字額）は、主に将来の財政負担に備えた資金の積立て財源となっている。

<事業区分別 当期経常増減額推移>		(単位：千円)				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①	検診事業	84,642	72,229	66,004	76,254	14,500
	健康増進事業	△ 63,836	△ 54,093	△ 54,539	△ 47,892	△ 36,332
②	看護専門学校事業	11,321	32,297	20,738	△ 2,655	204
公益目的事業計		32,127	50,434	32,204	25,706	△ 21,628
③	急病診療所事業	△ 786	4,298	2,086	953	△ 6,754
	介護保険事業	170	1,154	563	906	△ 2,157
	検査事業	13,579	14,167	15,602	13,835	15,486
④	施設貸与事業	10,285	9,203	8,983	7,410	6,437
収益事業計		23,247	28,822	27,234	23,104	13,013
法人会計		△ 8,628	△ 2,591	△ 8,570	△ 5,654	1,169
当期経常増減額		46,747	76,664	50,867	43,156	△ 7,446

注：表中の①及び③は、会計上それぞれ単一の事業区分として整理されている



(2) 将来の財政負担

財団では市民健康開発センターハーティ 21（以下「ハーティ 21」という。）に係る大規模修繕等の将来の財政負担に備え、償却資産取得・改良資金の資金残高を令和 25 年度までに 25 億円にすることとしているが、5 年度末の残高は約 11 億円であることから、目標達成には単純計算で年間 7,000 万円以上の積立てが必要となり、現状に鑑みると達成は困難と見込まれる。さらに、現行の目標額自体についても根拠が不十分であり再検証が必要と認められる。

一方で、現行の経営計画（第 3 次中期経営計画：令和 3 年度から 7 年度まで）の収支見通しは将来負担を十分に織り込んでいないことから、まずは適切な将来負担の見通しに基づく必要な財源の積算を行った上で、そのための事業収益を確保することが求められる。

2 検診事業の運営状況

(1) 検診事業の正味財産増減の推移

検診事業に係る、正味財産増減計算書の明細（主な項目のみ）の推移を示すと、次のとおりである。

＜検診事業 正味財産増減計算書推移＞

（単位：百万円）

科 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
人間ドック収益	136	123	136	140	134
事業所検診収益	470	462	477	484	465
事業所一般検診収益	192	180	187	191	205
事業所巡回検診収益	278	282	290	292	260
協会けんぽ健診収益	350	338	360	365	367
検診受託事業収益	74	64	84	69	69
その他（補助金等）	51	76	60	49	42
経常収益計	1,081	1,063	1,117	1,106	1,076
(2) 経常費用					
人件費（給料等）	609	609	613	617	648
検査料	145	140	161	157	153
その他	242	242	276	256	261
経常費用計	996	991	1,051	1,030	1,062
当期経常増減額	85	72	66	76	15
他会計振替額	6	9	7	6	-
一般正味財産期末残高	1,823	1,904	1,969	2,051	2,065
II 正味財産期末残高	1,823	1,904	1,969	2,051	2,065

令和 5 年度は、当期経常増減額が前年度の 76 百万円から 15 百万円へと大きく減少しているが、これは収益面で主に後述の大口顧客喪失を理由とした、事業所巡回検診収益（出張健診による収益）が減少したことによる。

さらに、費用面でも人件費が増えているが、これは、安定的に医師を雇用する観点から医師 2 人を非常勤から常勤に切り替えたのが主な理由とのことである。

なお令和 6 年度は、事業の収支改善を行うべく、所内健診の受入れ枠の増加（午前・午後各 5 枠増）、土曜健診の実施日数増（月 2 回から 3 回へ）、事業所巡回健診の増などに取り組んでいる。

(2) 大口顧客喪失に係る役員への報告状況等

令和5年度の収益減少の主因となった、大口顧客喪失に係る顧客とのやり取り及び財団内部の報告状況を時系列に示すと、以下のとおりである。

＜財団内部の報告状況等＞

時期	内容
令和5年4月	既存大口顧客A社から、同社と他社との経営統合について、財団事務局に情報提供
8月	経営統合後の健診実施の可否をA社より財団事務局へ問合せ
10月上旬	健診車両台数及び人員確保の問題等から健診を受託できないと、事務局長まで報告の上でA社に回答
11月15日	常務理事及び幹部会（管理職が出席する財団内部の会議）に報告
11月21日	理事会議案書説明時に理事長に報告
11月22日	同議案書説明時に副理事長に報告
11月28日	第3回理事会（ただし、本件は議事録に記載なし）

本案件は事業収益に多額の影響を与えるにもかかわらず、事務局長までの判断で回答がなされており、理事長及び常務理事等へは事後報告となっていた。関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）及び定款に定められた理事長及び常務理事の役割に鑑みると、財団内部の報告体制及び理事会（特に理事長及び常務理事）のガバナンスに課題が認められる。

3 課題

- (1) ハーティ21の大規模修繕など将来負担に備えた積立てを継続的に行っていく必要がある中で、主たる収益源であった検診事業の収益が、大口顧客喪失などにより大きく減少している。

現状の収支状況が続いた場合、財団全体としても財政リスクとなることから、適切な将来負担の見通しに基づき必要な財源を積算し、その財源確保のために達成すべき収益等を把握した上で、財団として計画的に事業の収支改善に取り組む必要がある。

- (2) 大口顧客喪失につながる案件の意思決定全てが、実質的に事務局長までで行われており、理事長及び常務理事の経営への関与（財団職員からの報告体制を含む。）が不十分である。

【要請の内容】

本件における理事会の関与は不十分であると言わざるを得ない。財団が有する諸課題に効果的に対応するためには、適切に将来負担を見通した上で組織全体を俯瞰した現状分析を行い、組織運営に影響を与える意思決定については、経営的視点から理事会が適切にガバナンスを発揮するよう要請する。

あわせて、財団事務局に対しては、職員から役員へ適時・適切な報告及び協議を徹底することで理事会によるガバナンスを促進するとともに、管理職をはじめとした職員自身も財団全体の経営的視点をもって、業務改善に取り組むよう要請する。

＜尼崎健康医療財団の看護専門学校事業の運営等について＞〔尼崎健康医療財団〕

1 看護専門学校事業の運営について

(1) 看護専門学校の概要

尼崎看護専門学校は、財団の前身である「財団法人尼崎医療センター」が設立された翌年（昭和 49 年）に、同法人の附属学院として開校している。

その後、教育課程及び定員数の変更を経て、平成 29 年 4 月に現在の校舎に移転し、現在は 1 学年 70 人の 3 学年（定員総数 210 人）で正看護師を養成している。

(2) 看護専門学校事業の収支

正味財産増減計算書の明細（主な項目のみ）の推移を示すと、次のとおりである。

＜看護専門学校事業 正味財産増減計算書推移＞（単位：百万円）

科 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
看護専門学校収益	156	160	162	156	147
授業料収益	48	103	107	102	98
入学金収益	23	24	22	23	20
入学考査料収益	4	4	3	2	2
実習負担金収益	40	-	-	-	-
施設協力金収益	40	29	30	29	28
受取補助金（県市等）	29	34	28	26	24
その他	6	7	7	6	6
経常収益計	191	200	197	188	177
(2) 経常費用					
人件費（給料等）	112	105	112	125	115
実習費	11	7	9	11	9
減価償却費	17	19	18	18	17
その他	39	37	38	37	37
経常費用計	179	168	176	191	177
当期経常増減額	11	32	21	△ 3	0
2 当期経常外増減額	△ 5	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6
他会計振替額	1	1	1	1	4
一般正味財産期末残高	596	623	639	631	629
II 指定正味財産期末残高	42	38	35	31	27
III 正味財産期末残高	638	662	674	662	656

収益面を見ると、主な収益源である看護専門学校収益は後述の定員割れに伴い、令和 5 年度は前年度より大きく減少している。

費用面では人件費の割合が大きく、年度の増減も大きいのが、財団への聞き取りによると、この増減は教員の退職及び採用によるものであり、慢性的に教員の欠員が生じていたとのことである。教員の定員が充足した場合、令和 4 年度の水準で人件費が発生する。

このように、事業運営には毎年度一定額の経常費用が必要となることから、安定的に事業経営を行うためには、学生の安定的な確保が大前提となる。

(3) 学生数及び定員の充足状況の推移

過去5年間の定員に対する学生数の充足状況等は次のとおりである。

< 定員に対する学生数の状況等 >

(単位：人)

項目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
期首	定員	210	210	210	210	210	210	1学年70人
	学生数	209	209	217	206	198	199	
	休学者	2	1	3	1	-		
	単位未修得者	10	20	26	8	8		
	退学者	13	2	8	1	5		
期末	学生数	196	207	209	205	193		
(参考)次年度向け受験者数		218	180	131	111	88		H30は179人
(参考)次年度向け入学者数		70	70	70	62	68		

令和2年度以降、次年度向けの受験者数は減少傾向が続いている。この原因については、18歳人口の減少に加えて、令和2年度に導入された「高等教育の修学支援新制度」(高等教育向けの給付奨学金及び授業料等減免制度)や大学における看護学部の増設により、同校を含め看護専門学校への入学を志望する者が減少したと考えられるとのことである。

さらに、令和元年度から3年度にかけて多くの単位未修得者及び退学者が生じているが、この一因として2年度に教員の多数が離職した影響があったとしている。

教員入替えの直接的な影響は概ね令和4年度以降は収束したとのことであるが、その後も慢性的な採用難が継続したため、6年度に後述の教員手当増額を行っている。

(4) 国家試験合格率

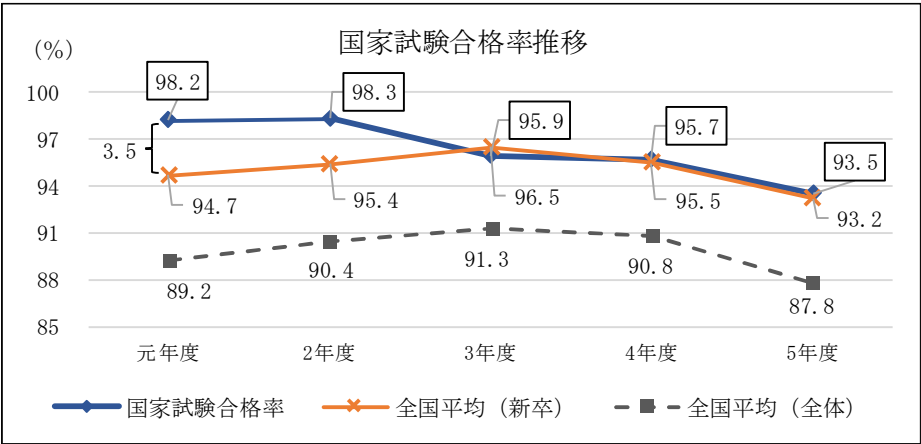
過去5年間の在校生の看護師国家試験合格率と、全国平均との対比は次のとおりである。

< 国家試験受験者数・同合格状況・卒業者数 >

(単位：人)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
看護師国家試験受験者数	56	60	73	69	62
同合格者数	55	59	70	66	58
同合格率	98.2%	98.3%	95.9%	95.7%	93.5%
全国平均(新卒)	94.7%	95.4%	96.5%	95.5%	93.2%
全国平均(全体)	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%	87.8%
卒業者数	57	60	73	69	62

注：全国平均(全体)は、新卒と既卒を合わせた受験者全体の合格率を示す



国家試験合格率は近年低下しており、令和元年度時点では全国平均(新卒)を3.5ポイント上回っていたのが、その後低下して5年度時点ではほぼ同程度となっている。

この原因として、入学志望者数減少に対応して令和2年度入学生から推薦入試の評定平均点

を引き下げたこと（3.5 から 3.0 へ）ことや一般入試科目（数学等）の削減を行うとともに、より面接を重視する試験へと移行した結果、入学生の学力にばらつきが生じたためとしている。このため学校では個別指導等の支援を行っているが、卒業時点で国家試験の合格水準に到達できていない学生が一定数存在している。

以上のとおり、令和 5 年度までの実績を見ると、入学志望者数の減、国家試験合格率の低下、事業収益の低下が概ね同時期に進行しており、事業に多くの課題がある。

(5) 経営改善計画

ア 計画策定の経過

このような課題がある中で、財団では令和 4 年度に事業の改善に向けた内部検討を行っていたが、4 年度決算では当期経常増減額ベースで収支不足が生じたこと、5 年度向け入学者が 62 人と定員を大きく下回ったこと、また従前から教員の確保に課題があったことから、新たに 5 年度に尼崎市や尼崎市医師会、尼崎民間病院協会からの委員で構成する「看護専門学校あり方協議会」を設置して協議を行い、経営改善計画を作成した。同計画の主な内容は次のとおりである。

<経営改善計画の主な内容>

項目	改善内容
学費（施設費）の値上げ	学費（施設費）を年間 10 万円値上げ ※令和 7 年度入学者から適用。9 年度以降は 2,070 万円収入増見込み
学生募集活動の強化	新たなポータルサイトへの学校掲載、高校訪問の範囲拡大、駅にポスター掲示
教育環境の充実	学校施設の開放、教員による学生への個別指導、キャリア支援の実施
教員待遇の改善	教員給与の改訂（教員手当の増額等）、在宅ワーク導入検討

イ 計画実施状況

令和 6 年度の主な取組内容は次のとおりである。

- ・令和 7 年度入学者から施設費を増額する旨の広報
- ・学校ポータルサイトにおける有料掲載（掲載順位の優遇）
- ・学校訪問の範囲の拡大（従前は尼崎市、伊丹市、西宮市及び宝塚市。令和 6 年度から概ね神戸市東灘区、三田市、大阪市東淀川区まで拡大）
- ・阪急塚口駅と園田駅へのポスターの掲示
- ・教員による学生への個別指導
- ・教員手当の増額（月額 2 万円から同 6 万円へ）

このように様々な取組を行っているが、これらの取組の効果を検証して更なる改善につなげるためには、各取組による効果を具体的な数値の指標として設定し、経年変化を確認するといった分析作業を行うとともに、その内容を財団の課題として平素から理事会に共有することが必要である。しかしながら、経営改善計画にはこれらの手続についての記載がなかった。

2 課題

看護専門学校は尼崎医療センター設立以来の財団の事業であり、財団設立目的の一つとして定款に「看護師の養成」が明記されているなど、財団の主要な事業として位置付けられている。しかしながら、以下のような経営上の課題がある。

- (1) 事業を安定的に運営するためには、学生定員の充足が優先課題であることから、学生確保の取組を積極的に進める必要がある。
- (2) 看護師国家試験合格率が近年低下しているが、看護師の養成は本事業の事業目的そのものであることから、学生に対する支援など合格率向上の取組を一層進める必要がある。また学生の学力向上のためにも、教員を安定的に確保する必要がある。
- (3) 上記の課題解決に向けた取組を効果的に行うためには、適切な評価指標を設定して、それぞれの取組が入学志望者数増や国家試験合格率向上といった目的にどのような影響を与えているのかといった検証を行い、課題に対する取組状況等を適切に理事会で共有して、更なる改善に反映させていく必要がある。

【要請の内容】

少子化の進行など外部環境が厳しくなる中で看護専門学校事業の改善を進めるためには、まずは積極的に現状分析を行うことで学校の持つ強みを明確にし、今後目指すべき学校の姿を理事会をはじめとした組織全体で共有することが不可欠と考える。その上で、経営改善計画における改善策ごとの進捗を定量的に評価し管理できるよう、適切な評価指標及び想定される効果から算出した目標値を設定して、取組の効果検証を行うことを要請する。

このほか、理事長及び常務理事が理事会で行う職務執行報告について法令及び定款で定める実施間隔を満たしていない事例、ホームページの管理運営の不備といった事例が見られた。これらについては、監査事務局から対象団体及び団体所管組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

指定管理者監査

特定非営利活動法人子どものみらい尼崎 【尼崎市立すこやかプラザ】

対 象 団 体 (指定管理者)	特定非営利活動法人子どものみらい尼崎
管 理 す る 施 設	尼崎市立すこやかプラザ
施 設 所 管 組 織	こども青少年局 こども福祉課
監 査 の 期 間	令和6年4月4日から令和7年2月27日まで

第1 監査の対象

監査の対象は、令和5年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び6年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理者としての事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

第2 概要

1 施設

名 称	尼崎市立すこやかプラザ
所在地	尼崎市七松町1丁目3番1-502号
設置条例等	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	少子・高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資するための施設
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上27階地下1階建 専有部分の床面積 991.15㎡（すこやかプラザ部分のみ）
主要施設	多目的ホール、子育て支援スペース PAL、一時預かりルーム、多目的スペース、授乳スペース、ロビー、事務室
利用時間	午前9時から午後5時まで ・多目的ホールは午前9時から午後9時まで ・一時預かりルームは午前10時から午後3時まで
休館日	・水曜日（多目的ホールを除く。） ・12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者

名称	特定非営利活動法人子どものみらい尼崎	
所在地	尼崎市南武庫之荘1丁目18番11-102号	
設立目的・事業内容	尼崎地域住民に対して、子育ての孤立化を防ぐための居場所づくり事業や、住民どうしのつながりの中で親だけでなく子どもも自ら学び、考え、選択する学習機会の提供を行うとともに、子どもや親だけでなく地域の人々への支援も通じて、子どもが健やかに育つ、男女共同参画による心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とし、次の事業を行う。 1 子育て支援のための居場所づくり事業 2 子育て支援のための大人の学習・研修事業 3 子育て支援のための情報提供事業 4 子育て支援活動のネットワーク事業 5 子どもの成長・発達を支援する事業 6 女性の社会参加を促進する人材育成事業 7 男性の家事・育児・介護・地域活動を促進する事業 8 支えあうまちづくりを促進する事業	
市との関係	市 出 資 額	-
	役 員 の 兼 務 等	-
	他の指定管理事業	-

3 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日		平成18年4月1日	応募数
監査対象団体の指定期間		平成21年4月1日～平成24年3月31日	1
		平成24年4月1日～平成29年3月31日	1
		平成29年4月1日～令和4年3月31日	1
		令和4年4月1日～令和9年3月31日	1
条例に定める業務範囲	1 高齢者等の居住環境の改善その他自立の支援に係る事業の実施に関すること 2 子育ての支援に係る事業の実施に関すること 3 世代間の交流に係る事業の実施に関すること 4 その他市長が必要と認める事業 5 利用許可、その取消しその他すこやかプラザの利用に関すること 6 すこやかプラザの多目的ホール及び一時預かりルームの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること 7 すこやかプラザの施設及び付属設備の維持管理に関すること 8 その他市長が必要と認める業務		
協定に定める業務内容	1 すこやかプラザの小規模工事で市が認めた工事 2 すこやかプラザに係る尼崎市公共施設予約システムに関する業務 3 すこやかプラザにおける実施事業		

	(1) 子育て支援事業 ア 子育て支援スペース PAL、一時預かりルーム、多目的スペース及び授乳スペースの運営 イ 子育てに関する相談業務 ウ 子育て支援に関する講座の開催 （ア）わいわい育児トークング （イ）健康力アップ応援事業 （ウ）ふたごのための育児教室 （エ）休日版パパのためのマタニティーセミナー （オ）子育て支援ボランティアスキルアップ養成講座 （カ）その他子育てに関する各種事業の展開 エ 子育て支援に関する情報の収集と提供 オ ブックスタート事業 カ ファミリースクール事業 キ 一時預かり事業 (2) 高齢者支援事業 ア 介護及び福祉に関する相談業務 イ 認知症対策に関する相談業務 ウ 介護及び福祉に関する講座の開催 （ア）介護セミナー （イ）介護ゼロスクール エ 介護及び福祉に関する情報の収集と提供 (3) 世代間交流事業 (4) その他尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例第 4 条に規定している目的に適した指定管理者の主催事業、共催事業又は協賛事業 4 すこやかプラザの利用者等に関する事項 (1) 利用許可の制限に関する事項 (2) 利用者の遵守すべき事項
選定方法	公募
自主事業の有無	無

4 指定管理料（令和 5 年度）（単位：千円）

	金額
指定管理料	52,586

注：指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む

第3 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

委員措置要求事項

くすこやかプラザの指定管理に係る協定書等について

〔こども青少年局 こども福祉課〕

1 協定書等の不備

(1) 記載事項の不備

制度所管組織は指定管理制度に係る運用方針として「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を、また、関係資料として基本協定書の例示（以下「ひな型」という。）を策定している。なお、ガイドラインは、令和3年度までは「指定管理者制度について（指針）」（以下「指針」という。）であった。

ガイドライン及びひな型は法令の改正等に伴い、適宜、加筆・修正等が行われていることから、協定を締結する際は、最新のガイドライン及びひな型を参照してその内容を適切に協定書に反映する必要があるが、令和3年10月29日に市と指定管理者の間で締結された尼崎市立すこやかプラザの管理に関する基本協定書（以下「プラザ協定書」という。）は、締結時に示されていた指針及びひな型を参照せず、前回締結していた基本協定書（平成28年11月25日締結）をもとに作成したものであった。

このため、指針で定めるよう明記されていた「文書管理」及び「パートナーシップ」についての条文がなく、さらに締結時のひな型が全62条で構成されているのに対して、プラザ協定書は全30条で構成されており、「個人情報の保護等」や「労働環境の確保等」といった複数の条文で記載事項が不足するなど不備のあるものとなっていた。

プラザ協定書の締結後、法令の改正に伴い全庁的に基本協定書の「個人情報の保護等」の条文を変更する必要が生じたことから、令和4年度に制度所管組織から全ての施設所管組織に対応を行うよう通知が行われた。この際、施設所管組織はプラザ協定書に「個人情報取扱特記事項」に関する条文がないなど複数の条文に不備があることに気付いたが、全ての条文を精査することなく、不備に気付いた条文の変更にとどまるなど、プラザ協定書全体の改善まで至らなかった。

また、本来基本協定書に添付すべき市と指定管理者のリスク分担に係る「別表」が、令和5年度の年度協定書に追加された事例があったが、これはプラザ協定書の締結後にその不備に気づき、施設所管組織が善後策として添付したものと考えられる。しかしながら、この時もプラザ協定書全体を改めるには至らなかった。

このように、施設所管組織は、不備に気付いた場合もその対応のみにとどまり、なぜこのような不備が生じたのかその原因の追究を怠っていた。

なお、プラザ協定書には現在も当時参照すべきであった指針が求める「文書管理」及び「パートナーシップ」に関する条文が記載されず、また、ひな型に示されている「指定処分の取消しの協議等」などの条文も記載されないなど、不適正な状況が続いている。

(2) 提出書類の不備

ア 施設所管組織は業務終了後 30 日以内に指定管理者から管理業務に係る事業報告書の提出を受ける必要があるが、令和 5 年度の事業報告書を受理したのは令和 6 年 5 月 27 日であった。

イ 指定管理者は再委託先との契約において暴力団排除に関する特約を締結していなかったが、施設所管組織はその是正を指示せず、特約が添付されていない状態のままとなっていた。

ウ 施設所管組織は「個人情報・データ取扱特記事項」で定めている「誓約書」や「確認書」を受理していなかった。

指定管理者制度が適正に運用されるよう、毎年度、制度所管組織等による制度の概要や不適正事例に関する研修が行われているにもかかわらず、施設所管組織は指定管理者制度を正しく理解せず、管理を怠っていた。

2 課題

基本協定書や年度協定書を作成する際は指針（ガイドライン）及びひな型を参照する必要があるが、プラザ協定書はそれらを参照せずに作成されていたことから、複数の重要な条文が記載されていなかった。その後の修正も施設所管組織は気付いた不備のみの対応にとどまり、不適正な状態が続いていた。

また、事業報告書の受理の遅れや必要書類の受理漏れなど、事務手続に不備があった。

【求める措置】

基本協定書の不備が限定的な対応にとどまっていたことについては、全ての不備を是正する機会があったにもかかわらず、指針及びひな型を参照していないという根本的な原因を追究していなかったため、組織内でひな型とかい離がある状況を把握・共有できていなかったことによるものである。

施設所管組織は協定書等の不備については速やかに是正するとともに、今後、同様の問題が生じないように、施設の管理責任は市にあるということを改めて認識した上で、当事者意識を欠くことなく責任をもって事務を行うよう求める。

このほか、指定管理者制度における自主事業の定義を施設所管組織と指定管理者が共に正しく認識しておらず、誤った事務処理を行っていた事例や、管理業務とは関係のない収入が収支報告書に計上されていた事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象団体及び施設所管組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

指定管理者監査

尼崎市剣道連盟 尼崎市スポーツ少年団 【尼崎市立青少年体育道場】

対 象 団 体 (指定管理者)	尼崎市剣道連盟 【尼崎市立城内青少年体育道場】 尼崎市スポーツ少年団 【尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場】
管 理 す る 施 設	尼崎市立青少年体育道場
施 設 所 管 組 織	こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課
監 査 の 期 間	令和6年4月4日から令和7年2月27日まで

第1 監査の対象

監査の対象は、令和5年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び6年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理者としての事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

第2 概要

1 施設

名称	尼崎市立城内青少年体育道場
所在地	尼崎市南城内7番地の2
設置条例等	尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図るための施設
土地	敷地面積 499.26 m ² (城内小学校の学校用地の一部)
建物	構造 鉄骨造 2階建 延床面積 347.80 m ²
主要施設	柔道場、剣道場、男女更衣室、シャワー室
利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

名称	尼崎市立立花青少年体育道場
所在地	尼崎市立花町 3 丁目 10 番 15 号
設置条例等	尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図るための施設
土地	敷地面積 912.99 m ² (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から無償で借受け)
建物	構造 鉄骨造 平屋建 延床面積 264.96 m ²
主要施設	剣道場、男女更衣室、シャワー室
利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

名称	尼崎市立園田青少年体育道場
所在地	尼崎市東園田町 8 丁目 111 番地の 8
設置条例等	尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図るための施設
土地	敷地面積 325.06 m ² (阪急電鉄株式会社から無償で借受け)
建物	構造 鉄骨造 平屋建 延床面積 192.78 m ²
主要施設	剣道場、シャワー室
利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 指定管理者

(1) 尼崎市立城内青少年体育道場

名称	尼崎市剣道連盟	
所在地	会長宅	
設立目的・事業内容	尼崎市剣道の発展を期し会員相互の資質向上と親睦を図る事を目的とし、次の事業を行う。 1 連盟の指導者の養成 2 尼崎市民スポーツ祭剣道大会、青少年剣道錬成大会及び尼崎市長旗剣道優勝大会 3 各種研修会 4 級審査 5 少年団体合同稽古会 6 各種団体の剣道大会への選手派遣 7 剣道を通じて青少年の健全育成に寄与 8 尼崎市の剣道発展の為の事業に参画	
市との関係	市 出 資 額	-
	役 員 の 兼 務 等	-
	他の指定管理事業	-

(2) 尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場

名称	尼崎市スポーツ少年団	
所在地	尼崎市若王寺2丁目18番5号	
設立目的・事業内容	青少年にスポーツ振興をするとともに、スポーツを通じて心身の健全な育成を図ることを目的とし、次の事業を行う。 1 スポーツ少年団の育成指導に関する基本方針の樹立 2 スポーツ少年団の指導者及びリーダー養成 3 リーダースクールの充実 4 講習会・研修会等の開催 5 体力テストの普及 6 全国大会、県大会及び日本スポーツ少年団が開催する諸行事への参加 7 他都市スポーツ少年団との交流 8 その他本部の目的達成に必要な事業	
市との関係	市 出 資 額	-
	役 員 の 兼 務 等	-
	他の指定管理事業	-

3 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日	平成 18 年 4 月 1 日	応募数
監査対象団体の指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	非公募 非公募 非公募 非公募 非公募
条例に定める 業務範囲	1 柔道、剣道その他一般体育及びレクリエーション活動のための場を提供するとともに体育実技の指導に係る事業の実施に関する事 2 道場の利用の許可、その取消しその他道場の利用に関する事 3 道場の施設及び付属設備の維持管理に関する事 4 その他市長が必要と認める業務	
協定に定める 業務内容	1 事業に関する業務 (1) 次に掲げる業務 ア 柔道、剣道その他一般体育及びレクリエーション活動のための場の提供 イ 体育実技の指導 ウ その他市と協議のうえ必要と認める事業 (2) 道場利用者へのアンケート 2 利用の許可等に関する業務 (1) 利用許可申請の受付等 3 施設及び附属設備の維持管理に関する業務 (1) 電気設備の取扱いに万全を期すこと (2) 防火管理体制の整備 (3) 消火設備、避難設備、その他火気使用設備等の適正管理 (4) 施設利用者への周知	
選定方法	非公募	
自主事業の有無	無	

4 指定管理料（令和 5 年度）

（単位：千円）

		金額
指定管理料	尼崎市立城内青少年体育道場	554
	尼崎市立立花青少年体育道場及び 尼崎市立園田青少年体育道場	1,097

注：指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む

第3 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

委員措置要求事項

<青少年体育道場に係る指定管理者の選定等について>

〔こども青少年局 こども青少年課〕

1 指定管理者の選定に係る不備

尼崎市立青少年体育道場（以下「体育道場」という。）は、尼崎市立城内青少年体育道場（以下「城内体育道場」という。）、尼崎市立立花青少年体育道場（以下「立花体育道場」という。）及び尼崎市立園田青少年体育道場（以下「園田体育道場」という。）がある。各体育道場は指定管理者制度を導入した平成18年度以降、導入前に管理委託先であった尼崎市剣道連盟（以下「連盟」という。）及び尼崎市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）が指定管理者として非公募で選定されている。

また、施設所管組織の決裁文書によると、現指定期間における非公募で特定団体を選定した理由は、次のとおりである。

<非公募で選定する理由>

青少年体育道場については、利用者自身による管理を行うことで管理経費の縮減等が見込め、青少年の体育実技の指導においても幅広い知識や経験、ノウハウが欠かせないことから、「指定管理者制度について（指針）」（令和2年6月・第7次改訂）に基づき非公募とする。

<特定の団体を選定する理由>

- ① 城内体育道場利用については、武道系のみの種目で、剣道の利用が最も多い。その中でも市内で加入団体が多い尼崎市剣道連盟（市内の中高校の剣道部が加盟）に所属する青少年の利用が多く、また、尼崎市体育協会加盟の唯一の剣道団体である。
- ② 立花及び園田体育道場については、空手を中心に剣道、体操の利用が大半である。その中でも市内におけるスポーツ団体の中で加入者が多い尼崎市スポーツ少年団に所属する青少年の利用が多く、また、全市的に少年スポーツを展開している唯一の団体である。

令和4年3月31日の指定期間終了に伴い、尼崎市立青少年体育道場指定管理者選定要項及び尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記2団体から提出された事業計画書などの書類を審査した結果、上記2団体を各青少年体育道場の指定管理者として選定することが適当である。

注：「指定管理者制度について（指針）」において示された非公募選定基準

- ア 利用者による自主的な管理が、市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果がある場合
- イ 施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められる場合
- ウ 団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合

これらの理由による選定については、次の問題があると考える。

(1) 非公募理由の未検証

ア 非公募で選定する理由として「利用者自身による管理を行うことで管理経費の縮減等が見込め」とある。しかし、令和 5 年度の管理経費（指定管理料）は、これまで物価高騰の影響等があったにもかかわらず、平成 18 年度の指定管理者制度導入時から消費税増税分相当しか増額されていないなど、施設所管組織は適切な積算を行っておらず、管理経費の縮減効果も検証していなかった。

イ 非公募で選定する理由として「青少年の体育実技の指導においても幅広い知識や経験、ノウハウが欠かせない」とあるが、連盟及び少年団は、同団体以外の利用団体に実技指導を行っていないかった。

(2) 特定団体の選定理由の未検証

園田体育道場の指定管理者を少年団とした理由として、園田体育道場は「尼崎市スポーツ少年団に所属する青少年の利用が多く」とある。しかし、月例報告書で令和 5 年度の団体別利用者数を確認すると、園田体育道場を利用する 20 団体のうち少年団に所属する 3 団体の利用者合計よりも、利用者が多い団体が複数あり、選定理由と利用実態がかい離している状況であった。

2 青少年以外の団体の利用

「尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「体育道場規則」という。）で利用者の資格を「道場を利用できる者は、青少年とする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない」と定めているが、施設所管組織によると令和 5 年度における各体育道場の利用団体数は、次のとおりであった。

<令和5年度 各体育道場の利用団体>

施設	利用団体数	うち、青少年	青少年以外の 団体数の割合
		以外の団体数	
城内体育道場	10団体	4団体	40%
立花体育道場	18団体	9団体	50%
園田体育道場	20団体	14団体	70%

上表のように、各体育道場とも利用者の資格要件に合致しない青少年以外の団体が 4 割以上あり、園田体育道場に至っては 7 割が青少年以外の団体であった。

なお、これらの団体は、地域の高齢者等が卓球等を行う団体であった。

3 課題

(1) 本市では指定管理者の選定は原則公募により行うこととなっており、指定管理者を非公募で選定する場合は、非公募で選定するに足る理由が必要である。しかし、施設所管組織は、選定に当たり、非公募とした理由に掲げる管理経費の縮減効果等を検証しておらず、指定管理者による体育実技の指導状況についても確認していなかった。

- (2) 施設所管組織は、各体育道場の利用実態を把握せず、特定団体の選定理由の検証を行っていませんでした。
- (3) 体育道場規則で利用者の資格を「道場を利用できる者は、青少年とする。」と定めているにもかかわらず、その要件に合致しない団体が施設を利用していたが、施設所管組織は、指定管理者に対して是正を求めるなどの対応を行っていませんでした。

【求める措置】

施設所管組織は、選定理由と実態にかい離が生じているにもかかわらず検証を行わないまま指定管理者の選定を行い、また施設利用者の要件に合致しない団体に施設を利用させていた。このように施設所管組織による指定管理者制度の運用は極めてずさんであり、施設の管理責任を放棄していると言っても過言ではない。

施設の管理責任は市にあるということを改めて認識し、不適正な運用等については速やかに是正した上で、施設の設置目的に沿った施設利用や管理手法等について検討するよう求める。

このほか、内容に不備のある月例報告書や、集計の誤りや未計上の費目等がある収支報告書を数値等の確認をしないまま受理していた事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象団体及び施設所管組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、モニタリング評価表において、施設の設置目的や利用実態に合致しない項目を目標値に設定していたことから、適切な目標を設定することなど、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

